

静岡県茶業振興計画

(2022～2025年)



2022年3月

静岡県経済産業部農業局お茶振興課

はじめに

今から 1200 年以上前に日本に伝えられた茶は、江戸時代には、喫茶の習慣として庶民の生活にも根付き、「日常茶飯事」といった言葉が生まれるなど、私たちの生活に深く浸透しました。茶は必需品となり、高度経済成長とともに需要が大きく拡大し、国内の荒茶生産量は、明治初期に約 1 万トン（本県約 1 千トン）であったものが、昭和 50 年には約 10 万トン（本県約 5 万トン）に増加し、その後も、本県の茶業者や関連企業、団体、研究機関等が切磋琢磨して茶の高品質化や生産性の向上、環境負荷軽減対策等に精力的に取り組み、国内の茶業を牽引してきました。こうした先人のたゆまぬ努力により、茶といえば静岡県と言われるようになり、高級茶から日常使いの茶まで、多種多様で安全安心な静岡茶のブランドイメージが築かれました。この様な身近に茶のある本県の文化は、子供から大人まで、県民の豊かで健康的な生活の実現に重要な役割を担っています。

一方、時代の変化とともに生活様式や消費の志向が多様化しており、手軽に飲めるドリンク飲料やティーバッグ、抹茶・粉末茶等の需要が拡大し、急須で淹れて飲むリーフ茶の需要が減少しています。本県が主力としてきた高品質な一番茶等の需要が減少し、荒茶価格が低下したことで、茶生産者の経営に大きな影響が生じています。

このため、県では、茶業者をはじめ、食品や飲料、機械、観光業等の様々な分野に携わる人々が連携し、静岡茶の新たな需要の創出や多様化する需要に対応した生産・販売を行うことで持続可能な茶業を実現する C h a O I プロジェクト（Cha Open Innovation Project）を令和 2 年度から推進しています。ウィズコロナの時代となり、デジタル技術の導入が進むとともに、気候変動への対応や S D G s の取組がこれまで以上に求められるほか、茶の機能性への関心が高まり、巣ごもり需要やコト消費に加えて、エシカル消費や海外での緑茶の需要等が一層拡大すると考えられます。他方、国内の荒茶生産量は減少傾向にあり、緑茶の需給バランスが変化すると予測されます。このため、今後も各産地や経営体の特徴を活かして需要に応じた生産・販売を進めていくことが重要と考えています。

県では、こうした社会環境の変化や茶業の動向を見据え、本県の茶業関係者が結集して、これまで培ってきた高い技術と豊富な知識、世界に向けて強みとなる豊かな地域資源等をフル活用して、本県茶業の持続的な発展を推進していきます。

静岡県経済産業部農林水産担当部長

静岡県茶業振興計画（2022～2025年）

I 茶業の現状及び消費動向等

（I）茶業の現状と消費動向	1
（II）日本の農業を取り巻く環境	6
（III）国内における今後の緑茶の需給予測（静岡県による試算）	7

II 本県茶業の目指す姿

III 茶業振興策

（I）産業振興の視点

1 静岡茶の新たな価値と需要の創出

（1）消費を喚起する新商品開発やサービスの展開と販路開拓の推進

ア 新商品の開発と販路開拓の取組の推進	16
イ 観光や飲食業等と連携した多様なサービスの拡大	17
ウ 生産者の強みを生かした直売等の推進	18

（2）デジタル技術やECサイトを活用した茶の販路拡大

ア 動画やSNSを活用した魅力発信	19
イ ECサイトを活用した新たな顧客への訴求	19

（3）機能性をPRした茶の消費拡大

ア 茶の機能性の情報発信	20
イ 消費者の信頼確保	21

（4）茶業研究センター（ChaOI-PARC）の機能強化と技術の開発・実証

ア 民間連携による茶の需要創出の促進	22
イ 多様なニーズに合った品種の開発	23
ウ 低コスト・多収栽培にあった生産技術の開発	24
エ 用途に応じた加工技術の開発	25

2 茶産地の構造改革の推進

（1）生産者の経営の強化

ア 流通販売業者との契約生産の推進	26
イ 中山間地域の特徴を活かした高級茶等の生産の持続	27
ウ スマート農業技術の社会実装	28
エ 複合作物の導入による経営の安定化	30

（2）茶園の整備・集積

ア 農地中間管理事業等を活用した茶園集積	31
イ 茶産地構造改革基盤整備プロジェクトの推進	32
ウ 中山間地に合った園地改良と機械化の推進	33
エ 各用途に適した品種への転換の促進	34
オ 牧之原茶園再編整備プランの推進	35

(3) 人材の育成及び確保

ア 今後の茶業を担う中心的経営体の育成	36
イ 農地所有適格法人の設立の推進	37
ウ 茶業の担い手の育成	37
エ 多様で幅広い人材の活用	38

3 海外販路の拡大

(1) 海外への茶の供給体制の強化

ア 輸出向け静岡茶の生産体制の強化	39
イ 仕上加工段階におけるHACCPへの対応	39
ウ 有機JAS認証や各種国際認証への対応	40

(2) 海外への茶の販路拡大

ア ECサイトやWebによる情報発信の強化	40
イ 海外サポートデスク等による輸出サポート体制強化	41
ウ 静岡茶が海外から選ばれるための仕組の構築	41

(II) 環境・産業振興の視点

1 SDGsや脱炭素社会に向けた取組の推進

(1) 茶の有機栽培に向けた取組の推進	42
(2) 低炭素化等の環境負荷軽減対策の取組の推進	43
(3) 茶園の保全効果と茶草場農法の維持・継承	
ア 茶園土壌による炭素貯留効果等の情報発信	44
イ 世界農業遺産「静岡の茶草場農法」の維持・継承に向けた取組の推進	45
(4) 気象災害や労働安全等への対応の強化	46

(III) 文化・産業振興の視点

1 茶の都づくりの推進

(1) 国内外に向けた情報発信

ア ふじのくに茶の都ミュージアムによる茶の魅力発信	47
イ 世界お茶まつりの開催	48
ウ 茶関連施設等による情報発信	49

(2) 静岡茶の愛飲促進

ア 地域や家庭と連携した愛飲の機会の拡大と継続	50
イ 小中学生を対象とした茶の競技大会等の開催	51

【参考】関係法令等	52
-----------	----

○静岡県茶業振興計画の位置付け

- ・お茶の振興に関する法律第3条に基づく振興計画です。
- ・静岡県茶業振興条例第6条に規定する県の責務に基づく茶業振興施策です。
- ・静岡県の新ビジョン（総合計画）、静岡県経済産業ビジョンのうち、茶業振興のための具体的取組指針となります。

○計画の期間 4年間

- ・静岡県経済産業ビジョン等の計画期間を踏まえて2025年度を目標とし、2022年度からの4年間の計画期間とします。

○基本方針

- ・茶業振興条例の基本理念を踏まえて、茶業の振興は茶業者の自主的な努力を促進することを基本とし、茶業者、茶業団体、県、国、市町等の連携と責務の下で施策を展開し、目標達成に努めます。

「静岡県茶業振興計画」(概要)

目指す姿

生産者の経営安定と持続可能な茶業の両立
～多様な人々との協働で目指す静岡茶業の再生～

主な目標値	R2	R7
茶産出額	203億円	287億円
茶輸出額	34.1億円	58億円
有機栽培面積	198ha	400ha

基本方向(Ⅰ) 産業振興の視点

取組の方向性

多様な人々との連携による需要の創出

1 静岡茶の新たな価値と需要の創出

(1) 多様性に対応した消費を喚起する新商品開発やサービスの展開と販路開拓の推進

- ・新商品の開発と販路開拓の取組の推進
- ・観光や飲食業等と連携した多様なサービスの拡大

(2) デジタル技術やECサイトを活用した茶の販路拡大

- ・動画やSNSを活用した魅力発信、ECサイトの活用

(3) 機能性をPRした茶の消費拡大

- ・茶の機能性の情報発信、消費者の信頼確保

(4) 茶業研究センターの機能強化と技術の開発・実証

- ・民間連携による茶の需要創出の促進、品種や加工技術等の開発

2 茶産地の構造改革の推進

(1) 生産者の経営の強化

- ・流通販売業者との契約生産の推進
- ・中山間地域における高級茶等の生産の持続
- ・スマート農業技術の社会実装、複合作物の導入による経営の安定化

(2) 茶園の整備・集積

- ・農地中間管理事業等を活用した茶園集積
- ・茶産地構造改革基盤整備プロジェクトの推進

(3) 人材の育成及び確保

- ・中心的経営体や担い手の育成、農地所有適格法人の設立推進

3 海外販路の拡大

(1) 海外への茶の供給体制の強化

- ・輸出向け静岡茶の生産体制の強化
- ・仕上げ加工段階におけるHACCPへの対応
- ・有機JAS認証や各国際認証(ハラル等)への対応

(2) 海外への茶の販路拡大

- ・ECサイトやWebによる情報発信の強化
- ・海外サポートデスクによる輸出サポート体制強化
- ・静岡茶が海外から選ばれるための仕組の構築

基本方向(Ⅱ) 環境・産業振興の視点

取組の方向性

持続的な生産体系の推進

4 SDGsや脱炭素社会に向けた取組の推進

(1) 茶の有機栽培に向けた取組の推進

- ・収量・品質の安定化、除草作業等の労力軽減、有機質肥料等のコスト削減等

(2) 低炭素化等の環境負荷軽減対策の取組の推進

- ・新エネルギーの導入や耐病虫性品種の導入、化学肥料の使用低減等

(3) 茶園の保全効果と茶草場農法の維持・継承

- ・茶園土壌による炭素貯留効果等の情報発信、世界農業遺産「静岡の茶草場農法」の維持・継承

(4) 気象災害や労働安全等への対応の強化

- ・収入保険や茶セーフティーネット等の加入促進、生産者の労働安全の確保等

基本方向(Ⅲ) 文化・産業振興の視点

取組の方向性

次世代への茶業及び茶文化の継承

5 茶の都づくりの推進

(1) 国内外に向けた情報発信

- ・ふじのくに茶の都ミュージアムによる茶の魅力発信
- ・茶の産業振興につながる世界お茶まつりの開催
- ・茶関連施設等による情報発信

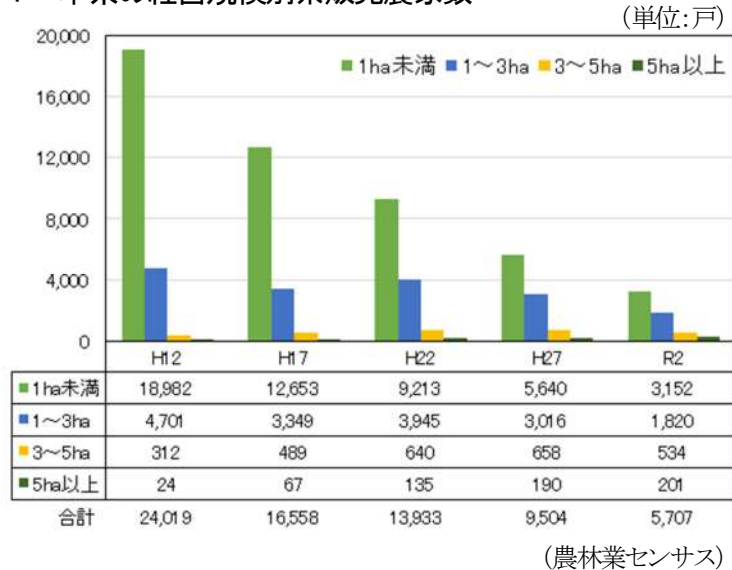
(2) 静岡茶の愛飲促進

- ・地域や家庭と連携した愛飲の機会の拡大と継続
- ・小中学生を対象とした茶の競技大会等の開催

I 茶業の現状及び消費動向等

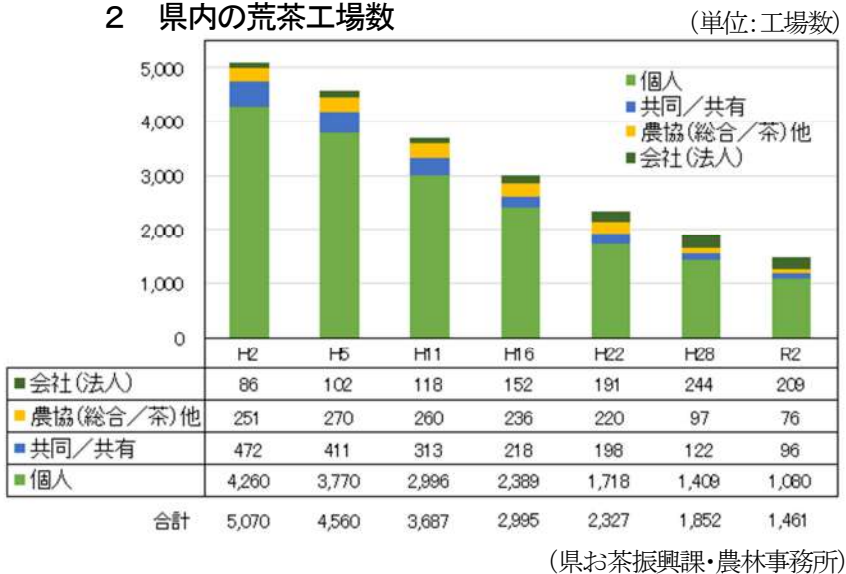
(I) 茶業の現状と消費動向

1 本県の経営規模別茶販売農家数



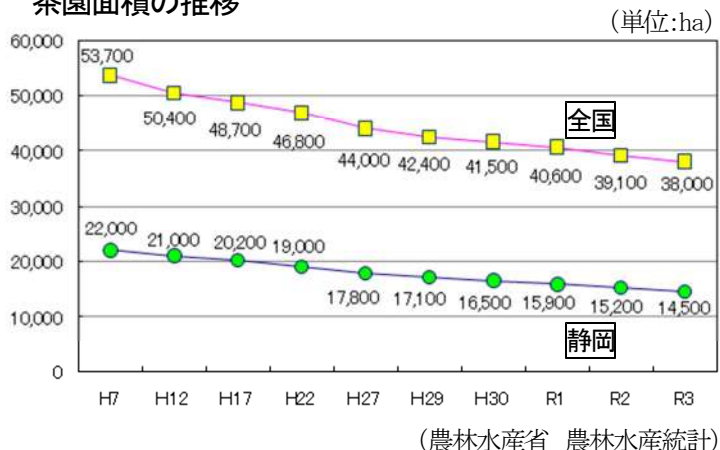
- 本県の茶販売農家数は減少傾向にあります。
- 1ha未満の小規模な農家は大きく減少している一方、5ha以上の大規模な農家は増加傾向にあります。

2 県内の荒茶工場数



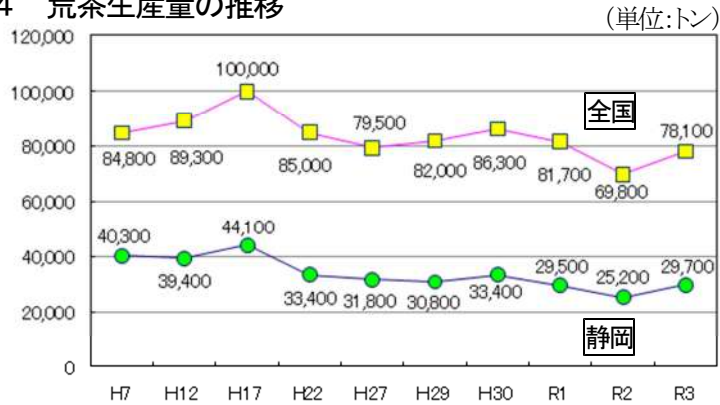
- 県内の荒茶工場数は減少傾向にあります。
- 個人及び共同（共有）工場は大きく減少している一方、会社（法人）形態の工場は増加傾向にあります。

3 茶園面積の推移



- 本県の茶園面積は減少しており、令和3年は前年から700ha減少して14,500haとなっています。
- 全国的にも茶園面積が減少しており、令和3年は前年から1,100ha減少して38,000haとなっています。

4 荒茶生産量の推移



(農林水産省 農林水産統計)

○本県の荒茶生産量は減少傾向にあり、令和2年はコロナ禍と新茶シーズンが重なり需要が減少したことで25,200トンに減少、令和3年はやや持ち直して29,700トンとなっています。

○全国的にも荒茶生産量は減少傾向にあり、令和3年は78,100トンとなっています。

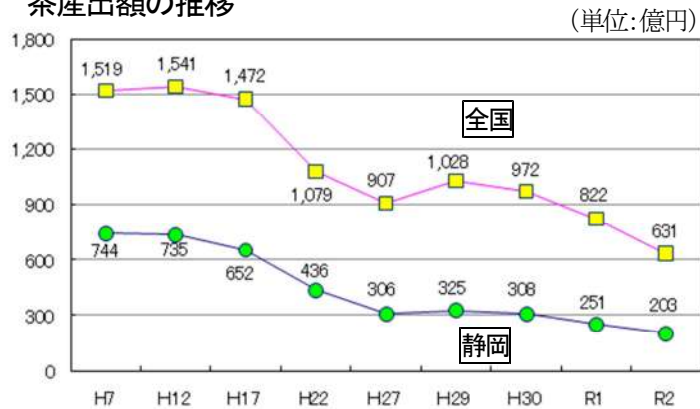
5 本県の一番茶・二番茶の荒茶価格の推移



(JA静岡経済連)

○本県の令和3年度の一番茶の荒茶価格は2,085円/kg、二番茶の荒茶価格は800円/kgとなり、一番茶、二番茶ともに4年ぶりに上昇しています。

6 茶産出額の推移

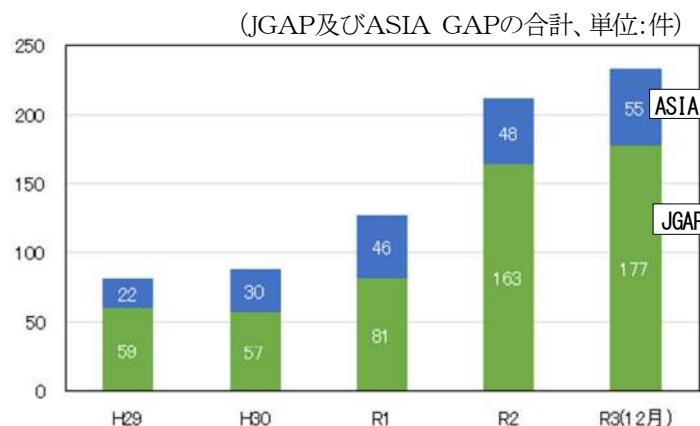


(農林水産省 農林水産統計)

○本県の茶産出額は減少傾向にあり、令和2年はコロナ禍と新茶シーズンが重なり、需要の減少で一・二番茶の生産量を抑制したことで、203億円に低下しています。

○全国的にも、茶産出額は減少傾向にあります。

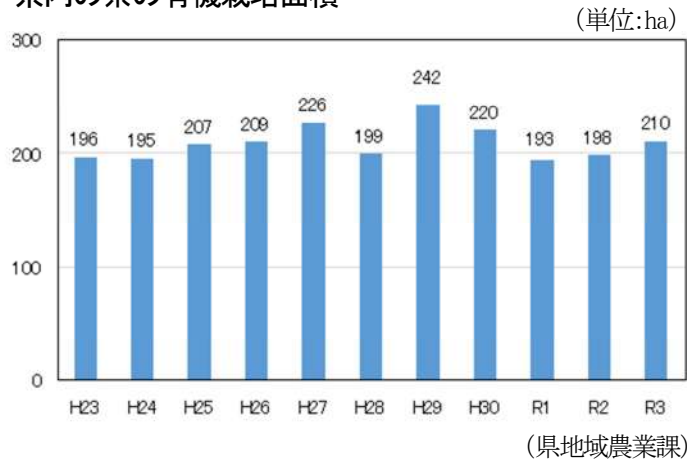
7 県内の茶におけるGAP認証取得件数



(R2までは県地域農業課、R3は日本GAP協会HP)

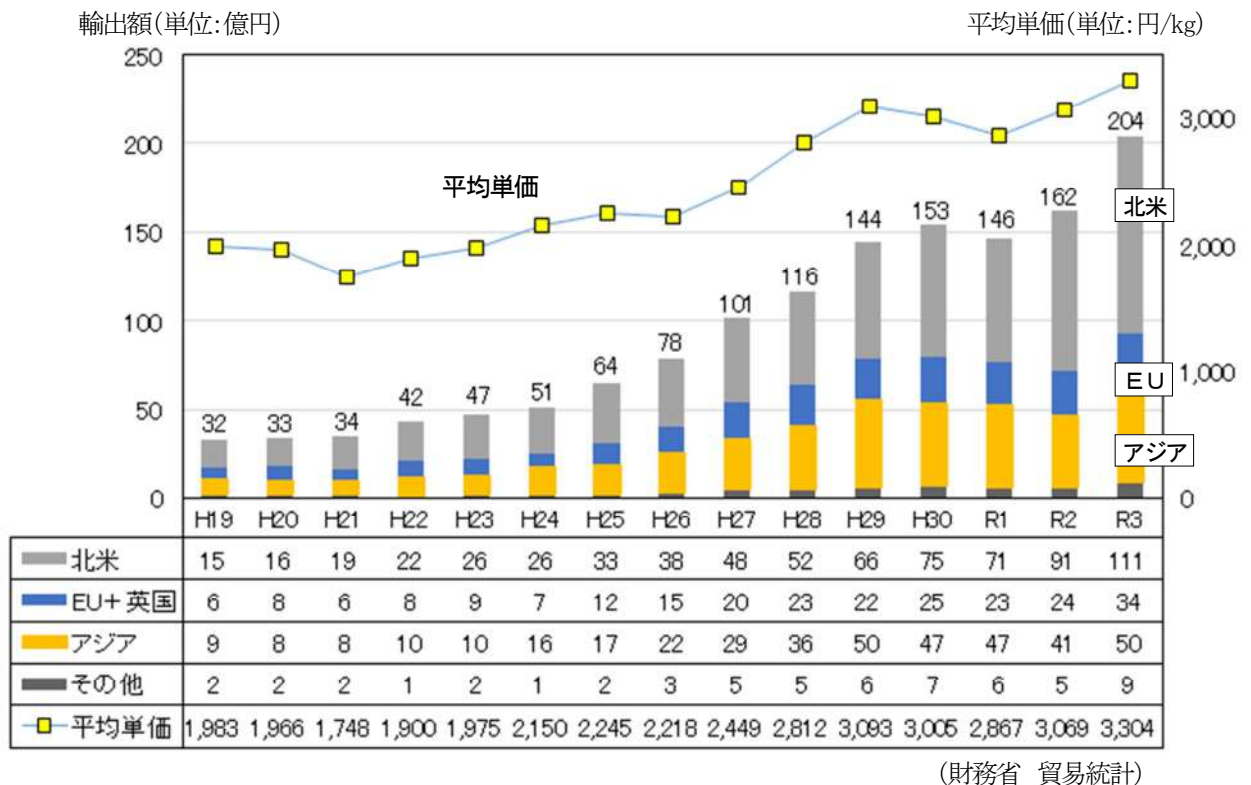
○安全・安心な生産管理への意識の高まりや飲料メーカー等の流通販売業者との取引要件化の動きが拡大しているため、県内の茶におけるGAP認証取得件数は増加傾向にあります。

8 県内の茶の有機栽培面積



○県内の茶の有機栽培面積はほぼ横ばいで推移しています。

9 日本からの緑茶の輸出動向（エリア別の輸出額と平均単価の推移）



○日本からの緑茶の輸出額は年々増加しており、令和3年は204億円と10年前（平成23年）の約4倍に拡大しています。

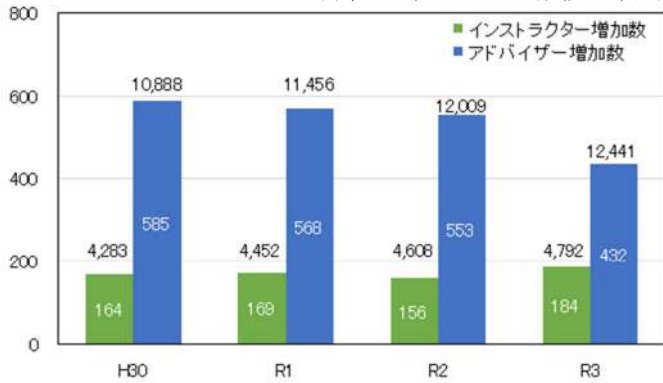
○令和3年の緑茶輸出の平均単価は3,304円/kgであり、10年前の1.7倍に上昇しており、煎茶に比べて単価の高い抹茶等の輸出が増加していることが要因と推察されます。

○エリア別の輸出額を比較すると、北米、EU、アジアともに拡大しており、特に北米は111億円に拡大し、輸出額全体の54%を占めます。

○令和3年の緑茶の輸出量は10年前の2.6倍に当たる6,179tに拡大しており、粉末状が49%（3,024t）、その他が51%（3,155t）を占めます。

10 国内の日本茶インストラクター及びアドバイザー認定数の増加数の推移

(単位: 人、グラフ上の数値は累計)



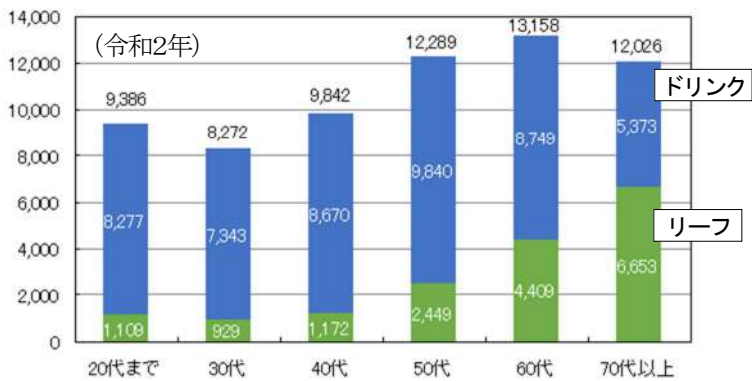
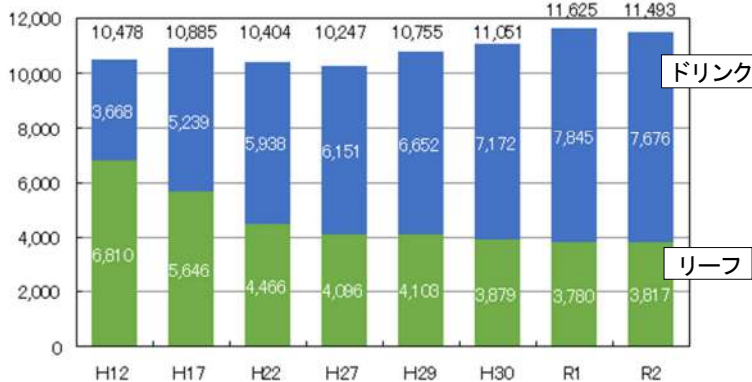
(日本茶インストラクター協会)

○国内の日本茶インストラクターの認定数は、毎年150人程度増加しています。

○日本茶アドバイザーの認定数は、毎年500人程度増加しています。

11 家庭における緑茶の支出額

(単位: 円/年/世帯)



(総務省 家計調査年報)

○一世帯当たりの茶の支出額(リーフ茶+ドリンク飲料)は、年間1万1千円程度でほぼ横ばいで推移しています。

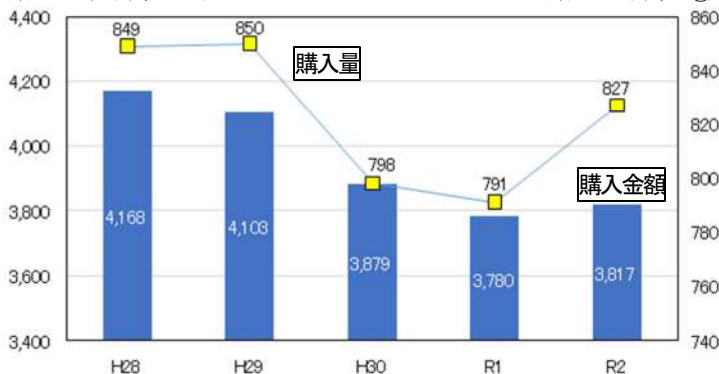
○ドリンク飲料の支出割合が増加し、リーフ茶の支出割合が低下傾向となっています。

○世帯主の年齢別の緑茶の支出額を比較すると、若い世代ほどリーフ茶の支出金額が低い傾向となっています。

12 緑茶(リーフ茶)の一世帯当たり購入額・購入量

購入金額(単位: 円)

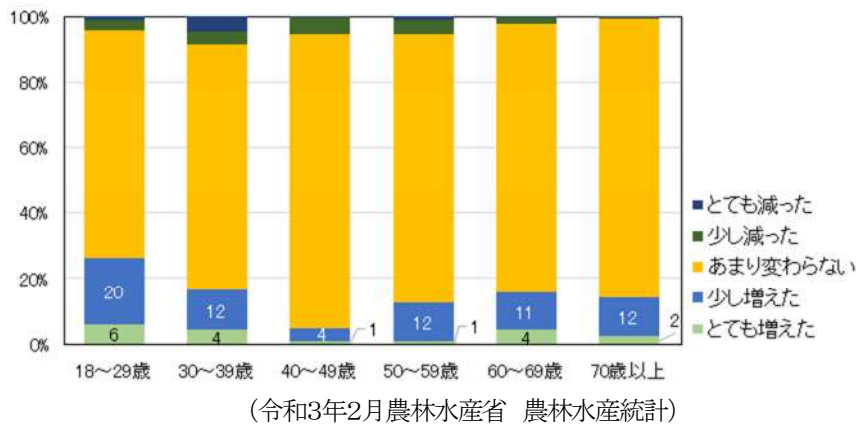
購入量(単位: g)



(総務省 家計調査年報)

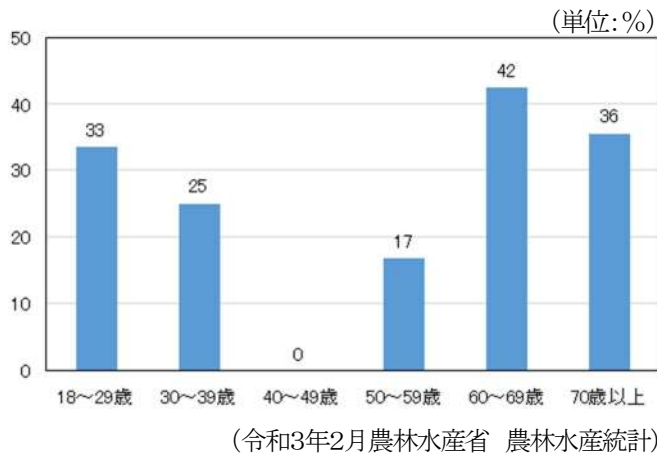
○令和2年の緑茶(リーフ茶)の一世帯当たり購入額・購入量は3年ぶりに増加しています。

13 新型コロナウイルス感染症拡大の前後における緑茶（リーフ茶）の飲用頻度の変化



○コロナ禍による巣ごもり需要の増加により、若い世代（18～29歳）における緑茶（急須で淹れて飲むリーフ茶）の飲用頻度が増加しています。

14 新型コロナウイルス感染症拡大の前後におけるインターネットでの茶葉の購入割合の増加割合



○コロナ禍による生活様式の変化等により、60歳以上の世代において、インターネットを用いた緑茶（リーフ茶）の購入割合が増加しています。

(Ⅱ) 日本の農業を取り巻く環境

1 持続可能な農業への転換

日本の年平均気温は、100年あたり1.26℃の割合で上昇し、気象災害の激甚化による農業被害や農作物の高温障害、新規病害虫の発生などが問題となっています。

世界的にSDGsや環境を重視する動きが加速している中、2021年5月に農林水産省は食料・農林水産業の生産性向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を策定し、2050年までに農林水産業のCO₂ゼロエミッション化の実現をはじめ、化学農薬の使用量50%低減や化学肥料の使用量30%低減、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合25%（100万ha）などを目標に掲げています。

2 新型コロナウイルス感染症の影響

2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、人や物の流れが停滞したほか、新しい生活様式が広がり、家庭での巣ごもり需要の拡大やECなどのデジタル技術を活用した販売・流通の取組が拡大しています。また、テレワークなどの時間や場所にとらわれない働き方や地方回帰の動きが進むなど、生活スタイルや暮らしに対する価値観の多様化が進んでいます。

3 農業DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

農業従事者の高齢化が進み、60歳以上が約7割、50歳未満が約1割というアンバランスな年齢構成となっています。農林水産省は、将来にわたり食料を安定的に供給していくため、2021年3月に「農業DX構想」を策定し、ロボット・AI、IoT等の先端技術の現場実装やデータ活用を進め、少人数で生産効率の高い営農を実現するとともに、消費者が価値を実感できる形で農産物や食品を提供していけるように農業生産や流通の変革を図ることとしています。

(Ⅲ) 国内における今後の緑茶の需給予測（静岡県による試算）

1 需要量の予測（すう勢）

(1) 形態別の予測

- ・リーフ茶の需要量（在庫量含む）は、現状からやや減少すると予測されます。
- ・ティーバッグの需要量は、現状からやや増加すると予測されます。（手軽で美味しく飲める高品質なティーバッグ用の原料茶の需要が拡大）
- ・抹茶・粉末茶の需要量は、やや増加すると予測されます。（飲食店や食品メーカー等での抹茶・粉末茶の利用が進む）
- ・ドリンク原料茶の需要量は、やや増加し、ほぼ横ばいで推移すると予測されます。
- ・緑茶の輸出量は、増加すると予測しています。（約5割がリーフ茶、約5割が抹茶・粉末茶）
- ・この結果、輸出を含めた国内の緑茶の需要量は現状とほぼ同程度で推移すると予測されます。

(2) 用途別の予測

- ・家庭における緑茶の需要量は、やや減少すると予測されます。（リーフ茶の需要が減少し、手軽に飲めるティーバッグや粉末茶等の需要が拡大）
- ・業務・加工用の緑茶の需要量（在庫量含む）は、ほぼ横ばいで推移すると予測されます。（ホテルや飲食店、食品メーカー等でのティーバッグ、抹茶・粉末茶等の利用が定着）



2 供給量の予測（すう勢）

- ・荒茶の生産量は、減少すると予測されます。（茶園面積が減少）
- ・緑茶の輸入量は、やや増加するが、国産緑茶の利用が一層進むことから、輸入量はそれほど増加しないと予測されます。
- ・この結果、需要量よりも供給量が下回り、国産緑茶が不足すると予測されます。



3 需給バランスの予測（すう勢）

- ・国内の需要量と輸出量を合計した緑茶の需要量に対して、国内の荒茶生産量と輸入量を合計した供給量の方が少なくなり、国産緑茶が不足（価格帯によって異なる）すると予測されます。
- ・国産緑茶の供給不足により、輸出の拡大に影響が出ると予測されます。

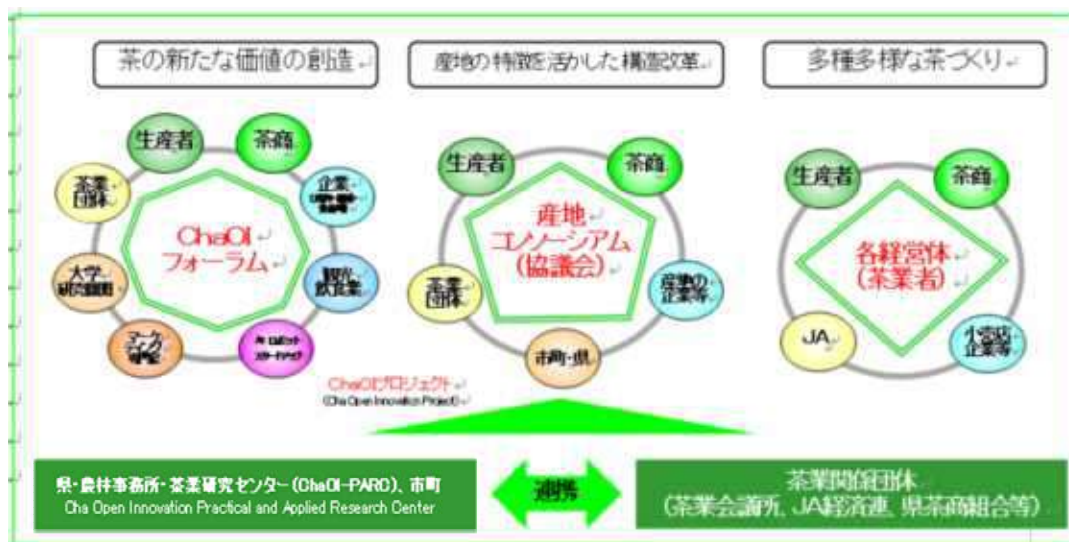
II 本県茶業の目指す姿

生産者の経営安定と持続可能な茶業の両立
 ～多様な人々との協働で目指す静岡茶業の再生～

- ・経営規模の大小に関わらず、茶生産者が農業所得を確保でき、意欲ある生産者が将来に夢を持つ茶業が実現しています。
- ・静岡茶のブランドイメージを守りつつ、独自性や希少性のある茶から大量に利用される茶まで、多種多様な需要に対応した、消費者や流通販売業者に評価される生産が可能な生産構造への転換が進んでいます。
- ・多様化する消費者の購買スタイルの変化を見据えた、茶の新しい需要創出に積極的に取り組む動きが広がっています。
- ・コロナ禍において、巣ごもり需要の増加に伴い拡大したEC市場の動向や健康意識の向上による消費動向等の変化に的確に対応した生産・販売が拡大しています。
- ・SDGsへの貢献や、カーボンニュートラルの実現に向けた再生可能エネルギーへの転換などの動きが広がっています。こうした持続可能な食料生産システムの導入が欧米市場等での販路を拡大する上で重要な要素となっています。
- ・茶生産者や茶商、流通販売業者をはじめ、飲料、機械メーカーや飲食・観光業、研究機関など多様な分野に携わる人々の連携が一層進み、それぞれが持つ技術やノウハウを組み合わせた茶の革新的な商品の開発や静岡茶の新たな価値と需要を創出する取組が広がっています。こうした取組が継続されることで、多様化する需要に対応した、他では容易に真似できない（模倣困難性の高い）生産・販売の仕組が構築され、生産者の経営安定と持続可能な茶業の両立が実現しています。

＜本県の茶業関係者が結集（施策体系のイメージ）＞

（これまで培ってきた高い技術、豊富な知識、世界に向けて強みとなる豊かな地域資源等をフル活用）



1 茶業振興施策の目標

(1) 成果指標

指 標	現状値 2020 (R 2)	目標値 2025 (R 7)
茶産出額	203億円	287億円
ChaOIプロジェクトによる商品 化件数	0件	16件 (累計)
緑茶出荷額全国シェア	(2019(R1)) 55.6%	60%

(2) 活動指標

指 標	現状値 2020 (R 2)	目標値 2025 (R 7)
ChaOIプロジェクトによる試作 品開発支援件数	14件	80件 (累計)
茶の輸出額	34.1億円	58億円
通年で静岡茶愛飲に取り組んでいる 小中学校の割合	62%	70%
「静岡の茶草場農法」茶関連商品 販売数	846,330個/年	975,000個/年
茶の有機栽培面積	198ha	400ha

(参考) 静岡県茶業振興計画 (2019~2021年) の総括

<計画の達成状況>

指 標	2016 (H28) (策定時)	2021 (R3) (目標)	2021 (R3) (実績)	評 価
荒茶生産量	30,700t	33,350t	29,700t	リーフ茶需要の低迷による荒茶単 価の下落等により減少しました。
茶園面積	17,400ha	16,300ha	14,500ha	担い手の高齢化や後継者不足、低 い生産性等により減少しました。
茶産出額	305億円	350億円	(2020(R2)) 203億円	リーフ茶の需要低迷に加え、新型 コロナウイルスの感染拡大が重な り、生産量の抑制、荒茶単価の下落 により、大きく減少しました。

2 生産体制の姿

○荒茶の生産量の目安（2025年）

- ・今後、国内における緑茶（荒茶）の需給バランスが変化し、国産緑茶（荒茶）の供給不足が顕在化します。流通販売業者等による生産者の困り込みが始まり、一、二番茶等の荒茶価格がやや回復（2021年並みで推移）します。
- ・本県は、国内における荒茶の供給不足に対応し、生産者と販売流通業者との連携が一層進み、需要に応じた茶の生産が行われます。
- ・茶園面積は条件の悪い茶園を中心に減少しますが、単位面積当たりの生産量が増加し、荒茶の生産量は現状並みの約30,000tが維持されます。

※茶園面積は、すう勢では13,000haに減少しますが、各経営体の努力や国内の需給バランスの変化による市場価格の回復等が進み、荒茶価格がやや回復することで経営が改善され、13,500haの茶園が維持されます。

※10a当たり荒茶の生産量は190kgから220kgに増加します。平坦地を中心に、品質の高い煎茶から日常使いの煎茶が生産されるとともに、ティーバッグ原料や抹茶・粉末茶、ドリンク原料茶等の生産が拡大し、さらに、樹勢の良い茶園では以前のように三番茶まで生産が行われ、10a当たりの荒茶生産量が220kg（1980年以前は220～250kg/10a）に増加します。

○用途別の荒茶の生産量の目安（2025年）

- ・リーフ茶については、平坦地から中山間地において、高級煎茶から日常使いの煎茶まで、需要に応じた価格帯や品質等の煎茶が生産されます。また、手軽に美味しく飲める品質の高いティーバッグや抹茶・粉末茶向けの原料茶の生産が拡大します。
- ・ドリンク原料茶については、平坦地域を中心に現状とほぼ同程度の生産が行われ、経営安定につながる契約生産の取組が拡大します。
- ・輸出に向けては、平坦地から中山間地において、輸出相手国の残留農薬基準を満たした栽培体系や有機栽培によるリーフ茶、抹茶・粉末茶等の生産が拡大します。



○平坦地・中山間地における生産の姿（2025年）

- ・県内の茶工場数（1,200工場）のうち、4割強を平坦地、5割強を中山間地の茶工場が占めます。
 - ・茶園面積（13,500ha）のうち、約6割を平坦地、約4割を中山間地の茶工場が管理します。
 - ・荒茶生産量（約30,000t）のうち、約7割を平坦地、約3割を中山間地の茶工場が生産します。
 - ・荒茶販売額（約330億円）のうち、約6割を平坦地、約4割を中山間地の茶工場が販売します。
- ※平坦地：都市的農業地域、平地農業地域、中山間地域：中間農業地域、山間農業地域を指します。



○中核的・一般的な茶工場における生産の姿（2025年）

- ・県内の茶工場（1,200工場）のうち、約5割を中核的な茶工場が占めます。
 - ・茶園面積（13,500ha）のうち、約8割を中核的な茶工場が管理します。
 - ・荒茶生産量（約30,000t）のうち、約9割を中核的な茶工場が生産します。
 - ・荒茶販売額（約330億円）のうち、約9割を中核的な茶工場が販売します。
- ※中核的工場：法人経営体、地域の中心的な共同工場や製茶業、特色ある茶を生産・販売している個人工場などを指します。



○輸出量の目安（2025年）

- ・本県の緑茶の輸出量は、現状（2021年）の1,700tから、2025年には2,500tに拡大します。
- ・輸出先別では、アメリカは約560tから700tに増加、EUは約270tから400tに増加、その他の国へは約870tから1,400tに増加します。
- ・輸出量のうち、約6割がリーフ茶、約4割が抹茶・粉末茶が占めます。
- ・輸出量に占める有機茶の割合は、アメリカが約3割、EUが約9割、その他の国は約1割を占めます。

※清水港等からの緑茶の輸出量のうち、粉末茶の割合は、2019年：14%、2020年：20%、2021年：23%

※全国の輸出量のうち、有機茶（2020年）の割合は、アメリカ：23%、EU：87%、その他の国：1%未満



※清水港・御前崎港からの緑茶の輸出量

○有機栽培の目安（2025年）

- ・本県の有機栽培の茶園面積は、現状（2020年）の約200ha（茶園面積の1%）から2025年には400ha（3%）に拡大します。
- ・有機茶は需要の高い海外へ輸出され、本県からの輸出の拡大量（1,000t）のうち、有機茶が300tを占め、この生産に必要な有機栽培の取組面積が200ha拡大します。
- ・有機茶の品質や収量が安定し、施肥や防除等の作業コストが削減できる有機栽培技術の確立に向けた取組が進んでいます。

※有機茶の輸出の増加量：300t

アメリカ：60t（輸出拡大量200t×有機茶比率30%）、EU：180t（輸出拡大量200t×有機茶比率90%）

その他の国：60t（輸出拡大量600t×有機茶比率10%）

※有機栽培の拡大面積：200ha

有機茶の増加量300t÷1ha当たりの有機茶の生産量1.5t=200ha

※国は「みどりの食料システム戦略」において、2040年までに革新的な技術・生産体系を開発し、その後、加速的に有機栽培の取組を拡大することで、2050年に有機栽培の取組面積を100万ha（25%）に拡大する戦略



※ () は有機栽培面積

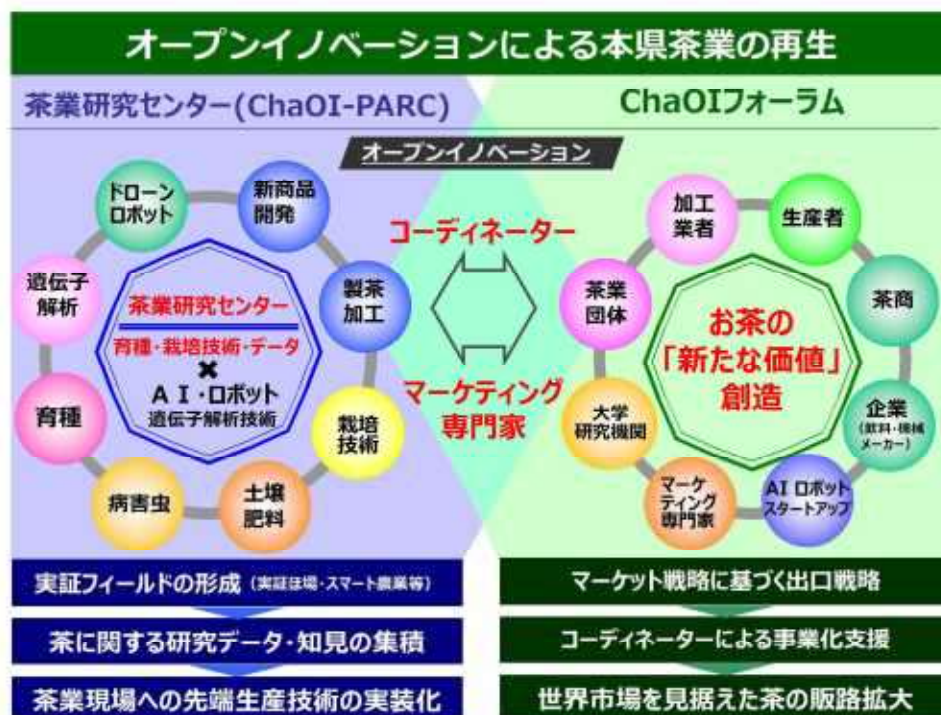
3 ChaOIプロジェクトの推進

県では、官民の総力を結集して本県茶業を再生するため、茶生産者や茶商、流通販売者をはじめ、飲料、機械メーカーや飲食・観光業、研究機関、関係団体など多様な分野に携わる人々が連携し、それぞれが持つ技術やノウハウを組み合わせ、オープンイノベーションの取組により静岡茶の新たな価値や需要の創出、需要に応じた生産構造への転換等を図る、「ChaOIプロジェクト」を令和2年度より推進しています。

この「ChaOIプロジェクト」を推進する組織として、静岡県農林技術研究所茶業研究センター内に「ChaOIフォーラム」を設置しており、専門に配置されたコーディネーターの助言のもと、オープンイノベーションによる新商品の開発や販路開拓など、意欲ある生産者等の取組を支援していきます。

また、茶業情勢を踏まえ、県内各産地の特徴を活かして生産者等が行う取組についても、市町やJA等と連携して支援していきます。

<ChaOIプロジェクト概念図>



4 茶の需要動向を踏まえた「ChaOIプロジェクト出口戦略」の概要

ア 基本戦略

民間連携による需要創出の促進		
三 本 柱	①静岡茶の新たな価値と需要の創出	様々な業種が参画したオープンイノベーションにより、革新的な茶商品や茶の新たな利用方法の開発等の取組を推進
	②茶産地の構造改革の推進	販売先と連携して需要に応じた生産を行なう経営体質の強い茶業経営体を育成
	③海外販路の拡大	今後も需要の拡大が期待される海外市場で、静岡茶が選ばれる展開を構築

イ ChaOIプロジェクトが目指す静岡茶の出口

静岡茶が変わる、日本茶産業が変わる。

デジタルトランスフォーメーション（DX）による茶産業のイノベーション創出

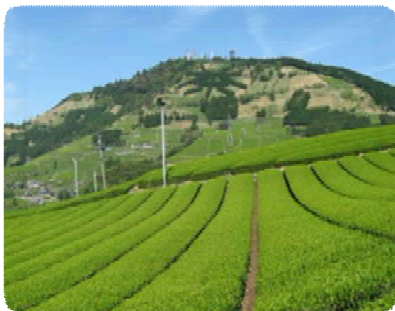
（出口の3分野における共通事項）

- ・プロジェクトの中核は、デジタルトランスフォーメーション（DX）です。デジタル化の推進により、生産から販売、流通等のあらゆる面でより良い方向への変化を目指します。
- ・5G時代の到来を踏まえ、茶やそれを取り巻く環境の魅力を国内外に伝える最大の武器になるのがオンライン化です。SNS、動画配信、ネットライブ、多言語サイト、スマート農業技術、オンライン通販などの手段を最大限に生かします。
- ・茶の魅力を分かり易く「見える化」し、茶が特別な飲料と考えるファン層を増やす取組を意識します。
- ・「みどりの食料システム戦略」に対応し、生産力の向上と持続性の両立を目指した有機農業やSDGs、脱炭素化等の取組を促進します。

静岡茶の出口	マーケットの動向	本県の課題	戦術
飲料・食品分野 ・茶の消費形態として定着 ・大きな市場を形成 ・大手企業が市場を席巻	安定・拡大	・飲料・食品メーカーとの連携が不十分 （求められる数量や品質、認証取得、コスト低減等に対応できていない。）	・飲料メーカー等との契約生産の推進 ・食品、健康、美容等の新たな需要や利用、販路の開拓
輸出分野 ・近年、市場が急速に拡大 ・今後さらなる成長が期待	拡大	・輸出向け有機抹茶の生産量が少ない。 ・国際競争力が不十分 （他府県や海外でも高品質な有機抹茶の生産が増加）	・輸出事業者と連携した生産の推進 ・海外で静岡茶が選ばれる取組の推進 ・EC利用、webによる情報発信
高付加価値を追求する分野 ・コト消費等が拡大 ・市場の拡大を目指す	開拓	・山のお茶など高品質な茶が生産されているが嗜好や消費形態、販売チャネルの変化に対応できていない。 ・静岡茶の価値の認知が不十分 ・茶葉以外が利用されていない。	・新たな需要や利用、販路の拡大 ・付加価値の創出による有利販売 ・コト消費を演出する商品・サービスの開拓

静岡茶ブランドとは

- 「山は富士、お茶は静岡 日本一」という標語があります。
- 本県の茶業は、県内の各産地の地形や気候などの特色を生かし、匠の技というべき確かな技術に裏打ちされた、高品質で多様な茶を生産する産地として、品質、生産量ともに日本の茶業を牽引してきました。
- こうした先人のたゆまぬ努力により、茶といえば静岡県と言われるようになり、産地ごとに個性のある茶、また、高級茶から日常使いの茶まで、多種多様で安全安心な茶が生産されています。
- 県は、このような多様さが静岡茶の特徴であり、ブランドではないかと考えております。今後も、「茶の都」静岡茶のブランドを守りつつ、しっかりと活かしながら、本県茶業の再生に取り組んでいきます。



Ⅲ 茶業振興策

基本方向（Ⅰ）産業振興の視点

＜取組の方向性＞ 多様な人々との連携による需要の創出

1 静岡茶の新たな価値と需要の創出

（１）多様性に対応した消費を喚起する新商品開発やサービスの展開と販路開拓の推進

ア 新商品の開発と販路開拓の取組の推進

家庭用や贈答用、仏事用等でのリーフ茶の需要が縮小傾向にある一方、本物志向や簡便化志向、健康志向、環境志向など、消費者の志向が多様化しており、こうしたニーズへの対応が求められています。このため、異業種連携による新たな発想で、茶の多様な商品開発やサービスの展開、販売先の開拓等の取組を推進します。

- ・ChaOIフォーラムの会員など、茶生産者や販売流通業者をはじめ、食品や飲料、観光等の様々な分野の事業者の連携による静岡茶の新商品開発やサービスを展開
- ・食用や成分利用など飲用にこだわらない茶の新たな用途や販路を開拓
- ・日本茶AWARDなど一般消費者参加型コンテストを活用した茶の認知度向上
- ・山の洲（静岡県、山梨県、長野県、新潟県）の取組を活かした静岡茶の販路開拓

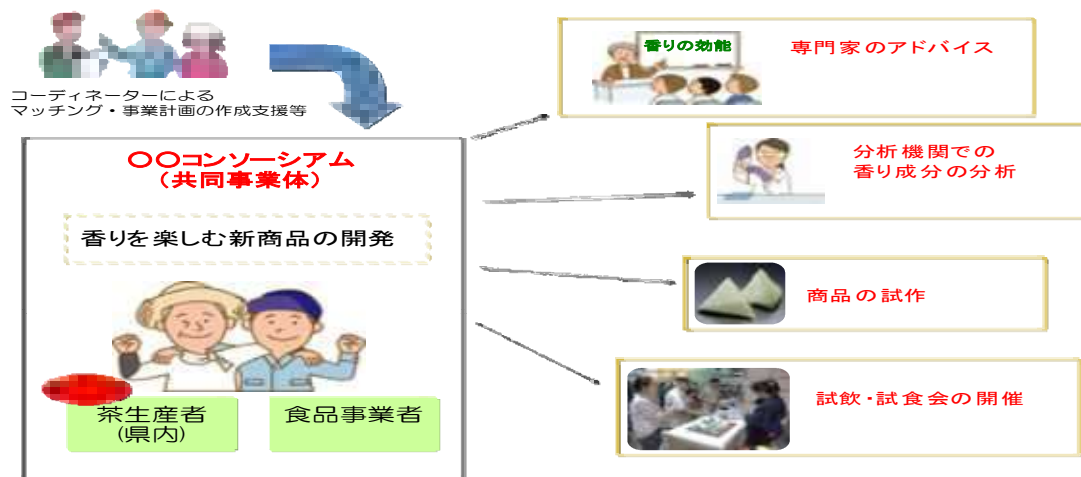


＜新商品（茶を使ったえごまオイル）＞



＜新商品（抹茶ペーストを使ったスイーツ）＞

○新商品開発の一例



イ 観光や飲食業等と連携した多様なサービスの拡大

静岡茶は本県を代表する農産物であり、本県を訪れる観光客にとっては静岡茶を飲んだり、土産物として購入するほか、手摘みや急須を用いて本格的に美味しい茶を淹れる呈茶体験などを行う「コト消費」の潜在的需要があることから、旅行業者と連携したティーツーリズム・ガストロノミーツーリズムの商品化、ホテルや旅館、飲食店等と連携したティーペアリング等の多様なサービスの展開を促進します。

- ・旅行業者と連携した静岡茶の観光向け商品や体験型プログラムの開発
- ・観光団体等と連携したティーツーリズム・ガストロノミーツーリズムの情報発信
- ・茶園景観を観光資源として活用したテラスの設置等
- ・県内外のホテルや旅館、飲食店等と連携したティーペアリング等のサービスの拡大
- ・県内外の茶専門店等と連携した茶のサブスクリプションの推進
- ・茶生産者の強みを活かした茶畑オーナー制の拡大



<KADODE OOIGAWA 緑茶ツアーズ>



<茶畑ティーテラス「茶の間」>



<リゾートホテルでの呈茶サービス>



<ティーペアリング>

ウ 生産者の強みを活かした直売等の推進

消費者の環境保全等に対する意識が高まる中で、生産者の顔が見え、中山間地域等の美しい茶園で、安全・安心な茶生産が行われているなどの情報が消費者から選ばれる理由の一つになってきています。こうしたニーズに対応し、生産者自らが消費者に販売する取組等が経営の強化につながることから、生産者の強みを活かした直売等の取組を推進します。

- ・生産者や民間企業が開設している農産物販売サイトを活用した販売の推進
- ・生産者組織が運営する直売店、道の駅、高速道路SAでの販売の拡大
- ・縁側カフェ、茶園テラスなど景観等を活かした観光と販売
- ・茶園のオーナー制度等を活用した農作業体験や茶の飲み比べによるファンの創出



<農産物直売所>



<縁側カフェ>

(2) デジタル技術やECサイトを活用した茶の販路拡大

ア 動画やSNSを活用した魅力発信

消費者の志向の多様化や情報取得方法の変化に対応し、Z世代等の新たな消費者層を含めた多くの消費者に効果的に静岡茶の魅力を訴求していくため、動画やSNSを活用した情報発信を推進します。

- ・ECサイトとの連動やライブコマース等による販売戦略に基づく動画・SNSプロモーションの促進
- ・消費者に対して強い訴求力を持つ「映える・刺さる」動画やSNS投稿等による静岡茶のファンづくりの促進



<YouTube M製茶の動画>



<Instagram #静岡茶>

イ ECサイトを活用した新たな顧客への訴求

消費者の購入手法の変化や巣ごもり需要の増大に伴いEC市場やデジタル商取引の拡大が見込まれることから、デジタル技術を導入した高度な広告や分析、決済等の機能及びコンテンツを有するECサイトの構築、オンライン商談会の開催等により静岡茶の販売チャンネルを強化します。また、既存の茶の流通段階においてもデジタル技術の活用により合理化を図ります。

- ・デジタル技術を駆使した現状分析に基づく販路拡大の取組やECサイトの構築、大手ECサイトへの商品登録等の取組の促進、オンライン商談会の開催
- ・茶市場等における電子商取引の導入の試行



<ECサイト ポケットマルシェ「新商品開発」>



<ECサイト しずおか『手しお屋』>

(3) 機能性をPRした茶の消費拡大

ア 茶の機能性の情報発信

静岡茶の消費拡大につながるように、茶業関係団体や他県企業等と連携して、茶の機能性の情報発信を推進します。また、新型コロナウイルス感染症に対する茶の機能性についても、科学的エビデンスに基づいた正確な情報の発信に努めます。

- ・ 茶の機能性をPRし、茶を飲むことの効用を広く情報発信
- ・ 県内外の研究成果を正確な情報として冊子・ホームページ等により情報発信



<機能性をPRした小冊子>

<http://www.nihon-cha.or.jp/news200413.html>

お茶を飲んでインフルエンザを予防しよう!

1 緑茶のカテキンは、インフルエンザウイルス感染を防ぐ効果があります

インフルエンザウイルスは喉の細胞にくっついて人に感染しますが、緑茶のカテキンは、ウイルスが細胞にくっつくのを抑えることで、感染を防ぐ効果があります。

カテキンが菌を閉じこめ

2 緑茶の成分が体の免疫力を高めます

カテキンの1種(エピガロカテキン)やお茶の旨み成分のテアニン※、ビタミンCには体の免疫力を高める効果があります。

小学生約2,600人を対象とした調査では、緑茶を1日1～5杯、週6日以上飲むと、インフルエンザの発症が約40～50%減少する結果が報告されています。

※テアニンは、ストレス抑制に効果があることが報告されています。

<インフルエンザ予防のパムフレット>

(4) 茶業研究センター（ChaOI-PARC）の機能強化及び技術の開発・実証

ア 民間連携による茶の需要創出の促進

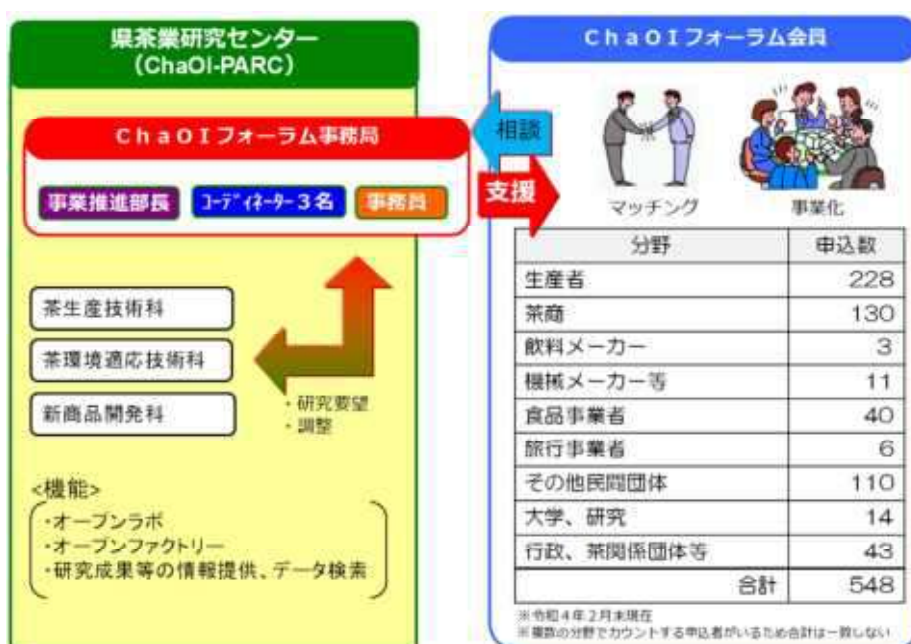
近年、需要が拡大しているドリンク原料茶や輸出向けの有機茶等を低コストで安定して生産できる新たな生産技術の開発や、食用や機能性成分の利用等の新たな需要を掘り起こすための技術開発に向けた機能強化を図ります。また、2024年度末に開所（予定）する茶業研究センターに、茶業者や企業等が茶葉等を利用して新商品の開発や試作を行うことができる「オープンファクトリー」や、簡易な成分分析等を行うことができる「オープンラボ」を整備します。

また、生産現場の課題や研究の成果、情報等について相談することができる「茶業相談室（仮称）」の設置をはじめ、茶業者や各種企業等が情報交換できる場を提供するなど、茶業者等が積極的に活用しやすい施設となるよう、茶業研究センターの機能を強化していきます。

- ・機能性成分や香味成分等を増強する栽培・加工技術の研究
- ・食品企業等と連携した新たな加工・流通方法の研究
- ・オープンファクトリー、オープンラボの整備、茶業相談室（仮称）の設置、茶業者と異業種等の交流の場の提供



<ChaOI-PARC 整備イメージ>



<ChaOI プロジェクトの推進イメージ>

イ 多様なニーズに合った品種の開発

多様化している消費者の志向への対応をはじめ、各種原料茶の生産や海外で需要が高まっている有機茶の生産拡大等を促進するため、香味や機能性、収量性、耐病虫性等に際立つ特徴のある品種を早期に開発します。また、育種期間を短縮するためのスマート育種システムを構築します。

- ・従来の煎茶にない特性を持つ品種の育成（香りや機能性等）
- ・環境負荷低減型栽培を可能とする品種の育成（有機栽培に適する耐病虫性品種等）
- ・ドリンク原料生産に向く超多収品種の育成
- ・抹茶の原料となるてん茶に求められる色沢が非常に優れた品種の育成（被覆特性等）
- ・大量のDNA情報から新たな選抜個体の形質（機能性成分、耐病虫性、収量性等）を予測し、早期育種につなげるスマート育種システムの構築

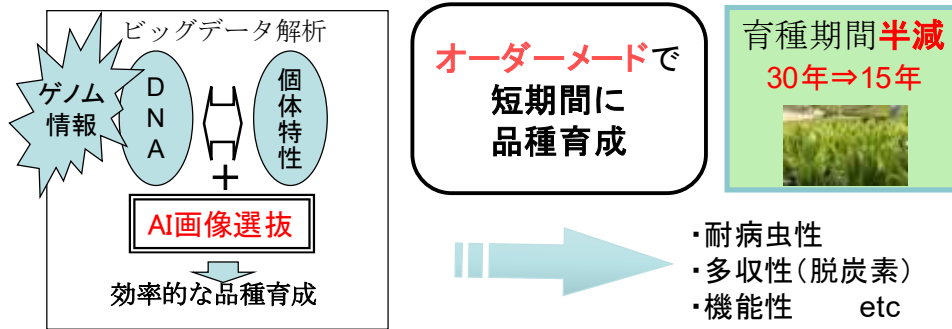
<各種特性に適する品種の例>

特性	適する品種	備考
多収性	つゆひかり さやまかおり さわみずか 静7132 95-7-35（品種候補）	
耐病虫性	つゆひかり さやまかおり	炭疽病 クワシロカイガラムシ
品質 香り	香駿 90-2-213（品種候補） 静7132 藤かおり	持続性のある爽快な香り 花様の甘い香り 桜葉様の香り ジャスミン様の香り
味	つゆひかり しずかおり 山の息吹	芳醇な香味 上質な香味 強い旨味
色	つゆひかり ゆめするが	鮮やかな水色 鮮緑な色沢と水色
てん茶適性	つゆひかり おくみどり	さえのある色 濃緑な色
有機栽培適性	つゆひかり 静7132	炭疽病に強く多収
機能性	つゆひかり べにふうき	テアニン（ストレス・緊張緩和等） メチル化カテキン（抗アレルギー）



<多収で色沢と水色が鮮緑な「ゆめすが」>

<上質な味と香りの「しずかおり」>



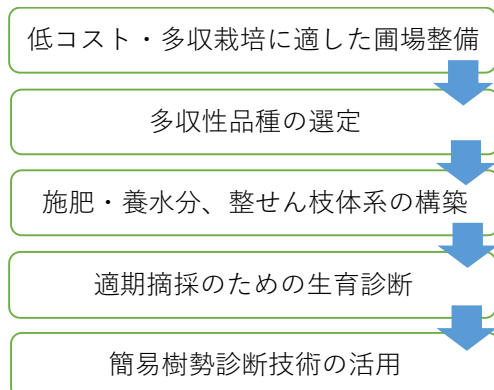
<スマート育種システムの構築>

ウ 低コスト・多収栽培にあった生産技術の開発

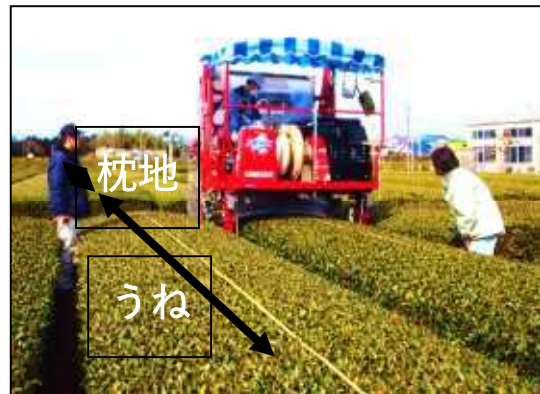
近年、肥料や農薬等の資材価格が上昇していることから、低コストで品質の良い煎茶等を生産できる技術の開発や、需要に応じた各種原料茶やてん茶等を安定して多収生産できる栽培技術等を開発します。

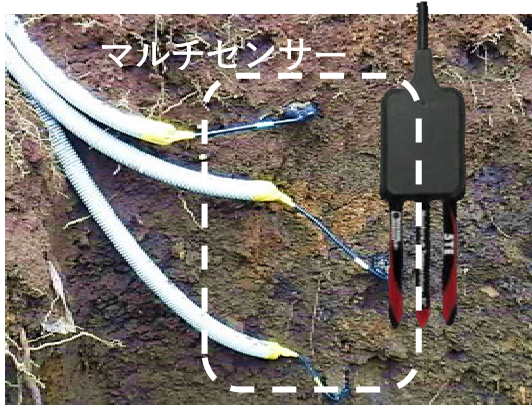
- ・低コスト、多収栽培に適した圃場条件と効率的な機械利用方法の解明
- ・多収性品種の選定
- ・超省力・超低コスト病虫害防除体系の構築
- ・マルチセンサー等を用いた施肥、土壌養水分管理体系の構築
- ・樹勢維持が可能な年間摘採、整せん枝体系の構築、簡易樹勢診断技術の活用
- ・ドローン等を用いた適期摘採のための生育診断技術の開発

<低コスト・多収栽培向け技術利用手順>



<多収栽培に適したほ場条件の解明>





<マルチセンサーによる土壌養水分管理技術>



<ドローンを用いた生育診断技術>

エ 用途に応じた加工技術の開発

香りに特徴のある茶や各種原料茶など、低コストで一定の品質を確保できる、用途に応じた加工技術を開発します。

○低コスト生産技術の開発

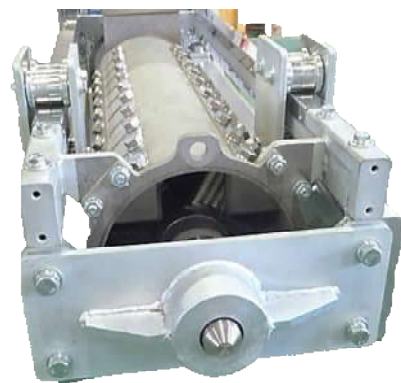
- ・製茶工程の省略(簡易化)技術の開発
- ・新たな省エネ高効率型機械の開発

○新技術等の活用

- ・過熱水蒸気や Crush 機による効率的で品質の良い加工技術の開発



<過熱水蒸気を利用した蒸機>



<茶葉を強く揉んで小さくする Crush 機>

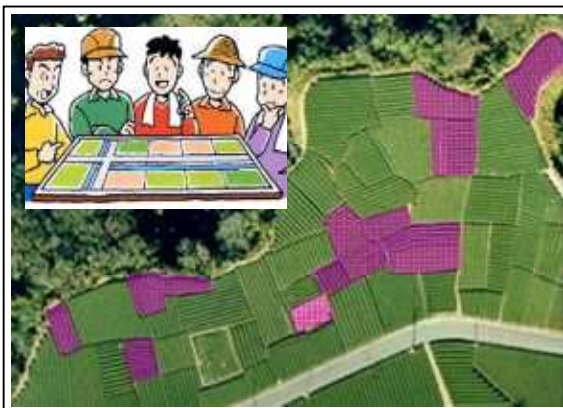
2 茶産地の構造改革の推進

(1) 生産者の経営の強化

ア 流通販売業者との契約生産の推進

荒茶価格の低迷が続いていることから、茶生産者と流通販売業者が密接に連携し、事前取引数量や価格、品質等を取り決めるなどの契約生産の取組を推進し、茶生産者の経営安定を図ります。

- ・ 飲料メーカーや茶商等と生産者・茶産地等のマッチング
- ・ 作業性の向上に向けた茶園集積及び基盤整備の実施
- ・ 摘採時期が遅れるドリンク向けの多収生産茶園や輸出向け防除を行う茶園など、農薬のドリフトに配慮した栽培エリアの設定を推進
- ・ 多収性品種や耐病性品種、被覆に適した品種、香味に特徴のある品種等への改植を推進
- ・ 契約生産等に必要な荒茶加工機械等の導入やGAP、HACCP等の取組の推進
- ・ 一番茶のみを生産する経営体と二番茶から秋冬番茶等を生産する経営体等で茶園をシェアリングし、条件の良い茶園等を有効に活用して効率的に茶を生産する仕組を検討



<茶園集積やエリア設定に向けた協議>



<多収性・耐病性を有する“つゆひかり”>

生産者等が流通販売者と連携して、需要に応じた茶の生産体制に転換

イメージ



一番茶中心の煎茶生産

需要に応じた
茶の生産体制



年間を通じて収益を得られる生産体制

流通販売業者

連携

茶

イ 中山間地域の特徴を活かした高級茶等の生産の持続

日照量の少ない中山間地域は、摘採時期が遅く、収量がやや少ない一方、味や香りに特徴のある良質な茶が生産できることから、一定の需要のある高級煎茶や玉露、かぶせ茶、てん茶、発酵茶等の多様な茶の生産を持続します。

- 本物志向等の一定の需要のある高級煎茶や玉露、かぶせ茶等の生産の持続
- 海外等で需要拡大が見込まれる有機栽培の抹茶・粉末茶の生産の拡大
 - ・抹茶の原料となるてん茶生産に必要なてん茶炉、新てん茶炉等の整備推進
 - ・てん茶等を仕上、殺菌、粉末化する施設の整備
 - ・てん茶栽培に必要な被覆棚の整備や被覆資材等の導入
 - ・有機栽培の技術支援と有機栽培への転換支援、有機 J A S 認証の取得
 - ・有機栽培やてん茶栽培に適した品種の導入推進
- 香りに特徴がある茶や和紅茶等の生産拡大
 - ・香り緑茶の生産技術指導や香气発揚装置の導入
 - ・二番茶等を原料とした和紅茶の生産拡大、紅茶用加工機械の導入
 - ・茶業研究センターの発酵茶ラボを活用した加工技術の向上
- 「ふじのくに山のお茶 100 選」の認定及び推進
 - ・個性に富んだ銘茶の商品化や販売促進に対する活動を促進
- 各種品評会やコンテスト等への参加による技術の研鑽を促進



<被覆棚>



<香り緑茶>



<静岡県中山間 100 銘茶協議会のロゴマーク>

ウ スマート農業技術の社会実装

① 生産から流通・販売におけるスマート農業技術の導入

本県茶業の課題となっている分散茶園の効率的な管理を進めるために、本県の茶業に合ったスマート農業技術を実装し、農作業の省力化と生産力の向上を図ります。

- ・ 作業記録ツールやGAP認証支援サービス等による作業進捗状況の見える化
- ・ リモートセンシングによる生育状況等の可視化
- ・ 乗用型茶園管理機の走行速度と農薬散布量を自動調整する操縦支援システムの装備
- ・ 栽培、加工、販売データ情報の一元化による品質・出荷量等の管理の徹底
- ・ 茶園の画像や生産履歴等のオンライン配信による国内外との商談機会の創出



<防霜ファン下部に設置したフィールドカメラ>



<配信される茶園画像による生育状況確認>



<防除機の農薬散布量自動調整システム>

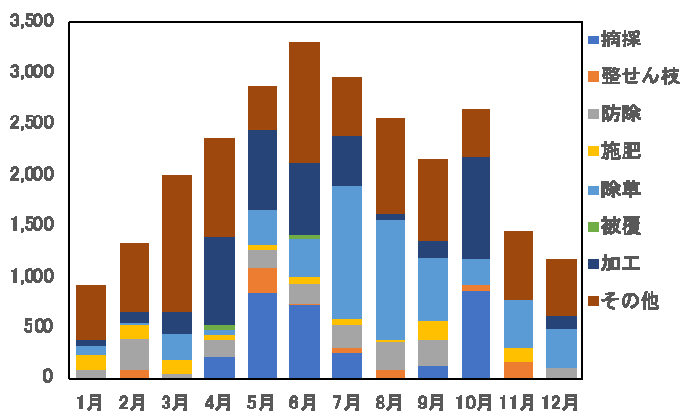


<茶園情報を付加した輸出向けオンライン商談会>

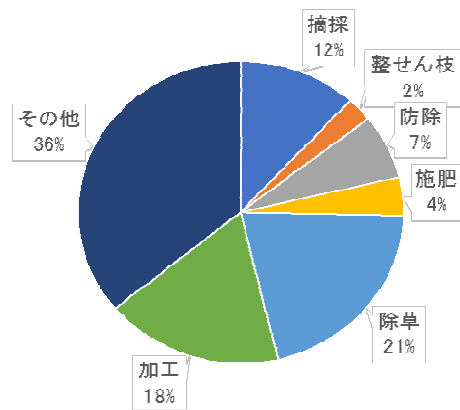
② 作業の標準化（見える化）

法人で茶園を管理する茶工場が増えており、分散する茶園の効率的な管理体制を整備することで、更なる規模拡大が可能となります。このため、スマートフォン等を利用して茶園の場所や作業時間等を記録できる農作業記録ツールを活用し、作業方法を標準化（見える化）することで、作業性の向上や従業員の労働安全性の改善を図ります。

- ・作業時間の記録による時期別、茶園別等の作業時間の見える化
- ・作業時間の見える化により、茶の農閑期に複合作物を導入
- ・作業時間の分析による作業方法や圃場条件の改善
- ・農作業のマニュアル化（標準化）による作業効率の向上、労働安全性の改善



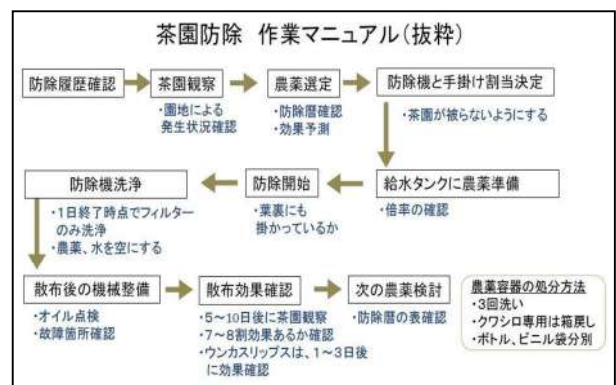
<茶生産法人(33ha)の時期別作業時間>



<作業時間別の割合>



<作業改善方法の検討>



<法人による作業マニュアル作成例>

エ 複合作物の導入による経営の安定化

荒茶価格の低迷により茶業経営に大きな影響が出ていることから、条件の悪い茶園や耕作放棄茶園等の茶園跡地を利用して果樹や野菜等の複合作物を導入し、農業所得を確保することで茶業経営の維持を図ります。

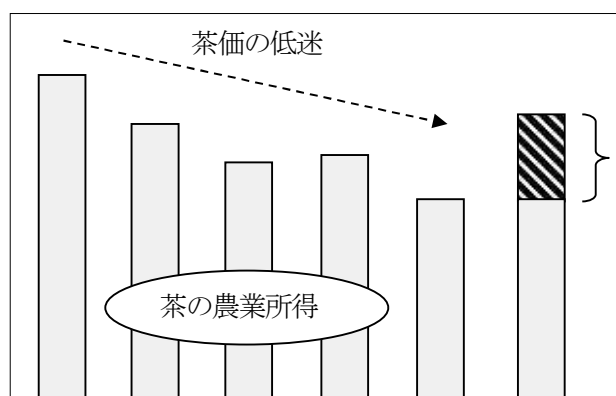
導入に当たっては、茶の生産時期と重複しない冬季等に生産できる作物の選定や販路の確保をはじめ、栽培技術の習得や作業者の確保、農薬等の利用に当たり近隣茶園に支障のない場所での導入等を徹底します。

○安定した販売先の確保

- ・加工用野菜、大麦若葉や甘茶など契約栽培の推進
- ・農協と連携した市場出荷など安定した販売先の確保

○複合作物の安定生産

- ・茶園管理作業と競合しない作物の選定と導入
- ・会社経営又は茶工場単位での取組による機械等の効率的利用（低コスト生産）
- ・普及指導員や営農指導員等による栽培技術の習得支援



<農業所得確保のイメージ>



(12～3月にかけて収穫・出荷)

<イチゴ高設栽培>



(JAとの連携(技術支援・販路)により品目を選定)

<茶園跡地での芽キャベツ栽培>

(2) 茶園の整備・集積

ア 農地中間管理事業等を活用した茶園集積

茶園管理の低コスト化を図るためには、乗用型茶園管理機の効率的な稼働が必要であるため、農地中間管理事業等を活用して中心的な担い手への茶園の集積・集約化を進めます。

○中心的な担い手への茶園集積

- ・今後の茶業を担うビジネス経営体の人・農地プランの中心経営体に位置付け茶園の集積・集約化を推進
- ・地域単位での利用調整による分散錯ほ[※]の解消

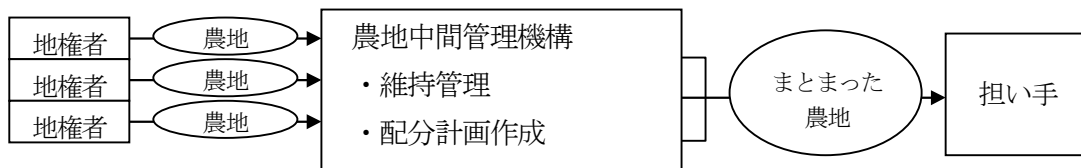
○農地中間管理事業等の活用

- ・茶園集積推進事業や機構集積協力金等の活用による茶園集積の推進
- ・農業委員会（農業委員・農地利用最適化推進委員）と連携した利用調整

※経営面積が小さく、かつ所有農地が分散している状態

<農地中間管理機構の業務フロー>

中間管理機構の借受・貸付けフロー



<特 徴>

機構が地域内の農地を借り受け、まとまりある形にして担い手に貸し付けることで、担い手への農地集積・集約化を推進

<担い手のメリット>

- ・経営規模の拡大や集約化ができる。
- ・賃借料の支払いは、機構一箇所だけで済む。

<出し手のメリット>

- ・安心して農地を貸すことができる。
- ・賃料を確実に受け取ることができる。



<人・農地プランに向けた地域の話合い>



<機構関連整備事業等の活用イメージ>

イ 茶産地構造改革基盤整備プロジェクトの推進

需要が拡大しているドリンク原料茶や輸出向けの有機抹茶など、需要に応じた茶生産への転換を行なうために必要な生産基盤の整備を戦略的に推進します。

○政策的に基盤整備を推進する事業化モデルの展開

- ・ 100ha 以上の茶園を有する 15 市町で関係機関によるプロジェクトチームを設置
- ・ 選定した 15 市町についてGISを活用した茶園状況の把握
- ・ 効率的な茶生産が見込まれるエリアの選定
- ・ 同エリアにおける担い手（茶工場）の構造改革の意向把握
- ・ 基盤整備実施地区の決定

○基盤整備の推進

- ・ 担い手の負担がかからない農地中間管理機構関連農地整備事業等の活用
 - ・ 地域特性に応じた整備手法の推進
- ①農道新設や区画変更等を行う基盤整備【換地型】
 - ②畝方向修正等、担い手が自ら行う即効性のある基盤整備【簡易整備型】



<換地型：換地による合筆、形状変更>



<簡易整備型：茶樹の畝方向のみ変更>

ウ 中山間地に合った園地改良と機械化の推進

中山間地の傾斜茶園は良質茶の生産に適しているものの、平坦地に比較して乗用型茶園管理機が利用できる園地が少ないため、規模拡大が大きな課題となっています。

このため、中山間地域にあった園地改良や機械化を推進します。

○中山間地に合った園地改良の推進

- ・農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用した担い手への集積と基盤整備の推進
- ・山の尾根など比較的傾斜が緩い場所で、農道が無いために乗用型茶園管理機が利用できない茶園においては、農道の整備を推進
- ・効率的に乗用型茶園管理機が使えるような段差の解消
- ・小規模茶園の改良や集積を促進するため、担い手が自ら行う簡易な整備を推進

○機械化の推進

- ・軽トラックに積載可能な管理機械など茶園条件に合った機械の選定と導入推進
- ・組織的な機械導入及び効率的な利用によるコスト低減の推進
- ・従前の煎茶を主体とした茶業経営と機械化による有機抹茶生産等の収益性比較など、きめ細やかな経営支援の展開
- ・機械メーカー等と連携した新たな機械化の検討



<中山間地域における基盤整備>



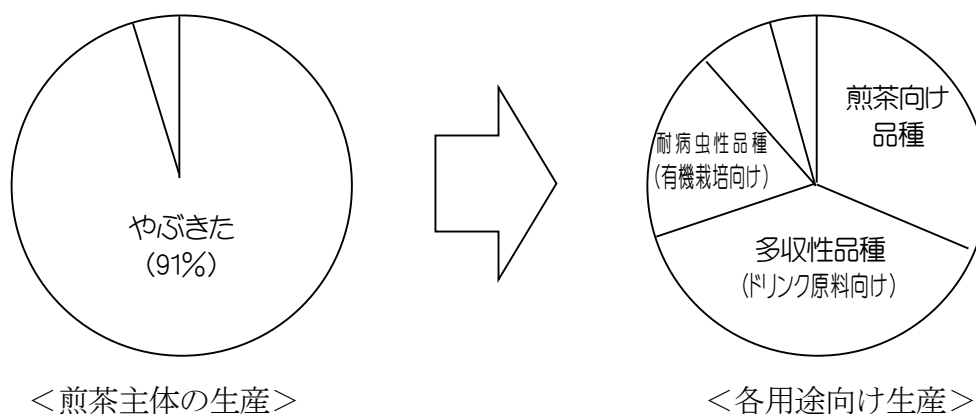
<傾斜地対応の立ち乗り型の摘採機>

エ 各用途に適した品種への転換の促進

濃緑で旨味のある高品質な茶から手軽に飲めるドリンク飲料、輸出向け有機抹茶、香りに特徴のある茶など、消費者志向が多様化していることから、こうした需要に対応し、被覆特性や早晚性、多収性、耐病虫性、高い香気発揚特性など、それぞれの用途に適した特徴ある品種への改植を推進します。

- ・ドリンク原料に適した多収性品種への改植推進
- ・輸出向け有機栽培やてん茶栽培に適した耐病虫性品種への改植推進
- ・茶工場の稼働率向上に向けた早晚性品種構成の適正化

【煎茶主体の生産から各用途に合った品種転換の推進】



【各用途に向く品種の例】

摘採時期	品種等	味に特徴	色沢	てん茶・被覆向き	ドリンク (多収性)	有機栽培 (耐病虫性)	香りに特徴
早生	山の息吹	○					
	つゆひかり		鮮緑	○	○	○	
	しずかおり	○					○
	さやまかおり				○		
	藤かおり						○
中生	香駿			△			○
	静7132				○	○	○
	90-2-213 (品種候補)						○
晩生	ゆめするが		鮮緑				
	おくみどり			○			
	おくひかり		濃緑				○
	さわみずか				○		
	95-7-35 (品種候補)				○		





オ 牧之原茶園再編整備プランの推進

牧之原茶園の目指すべき将来像に向けて、牧之原畑地総合整備土地改良区や5市（島田市、牧之原市、掛川市、菊川市、御前崎市）、県、関係団体等で構成される「牧之原茶園の再編整備プラン推進協議会」において、長期的な視点に立った農地利用の在り方を検討し、需要の構造変化に対応した茶生産への転換や、農業用水を活用した多様な農業の展開を可能とする基盤整備、地域資源の保全管理と活用等について、茶生産者（担い手・農業者）と協力して持続可能な茶産地を目指します。

○目指すべき将来像

- ・儲かる茶業・日本一の「茶産地の再生」
- ・農業用水を活用した「新たな農作物の導入」
- ・地域で培われてきた「美しい茶園景観の保全」

<再編整備プランを推進する具体的なモデル>

再編整備プランを具体化するモデル			
①茶生産構造転換モデル	②作物転換モデル	③水利施設再編整備モデル	④農地保全管理モデル
<ul style="list-style-type: none">● 需要に応じた茶生産への転換を図る取組● 茶工場の生産体制強化を図る取組	<ul style="list-style-type: none">● 茶との複合経営による経営の安定化を図る取組● 農業用水を活用した新たな作物の導入	<ul style="list-style-type: none">● 維持管理費の軽減を図る取組● 用水組合統合・再編を図る取組	<ul style="list-style-type: none">● 多面的機能保全管理（景観等）を図る取組● 林地化を図る取組
			

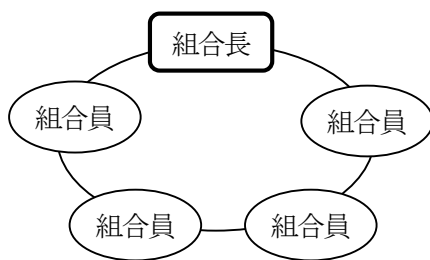
(3) 人材の育成及び確保

ア 今後の茶業を担う中心的経営体の育成

今後の茶業を担う中心的な経営体として茶工場の機能を強化し、変化の激しいマーケットに迅速に対応して意思決定と事業展開ができる組織経営体（株式会社等）を育成します。

- ・ 県の経営体支援チーム等によるやる気のある若手農業者のリストアップ
- ・ 若手農業者による先進事例の調査、研究の取組の促進
- ・ 経営改善講座等による現状分析と将来方向の策定
- ・ 専門コンサルタントによる助言指導
- ・ 各種研修会による経営者能力、マーケティングスキル、最新技術等の習得

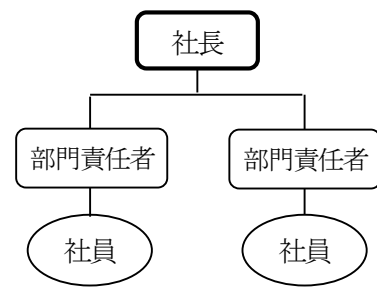
<従前の共同茶工場>



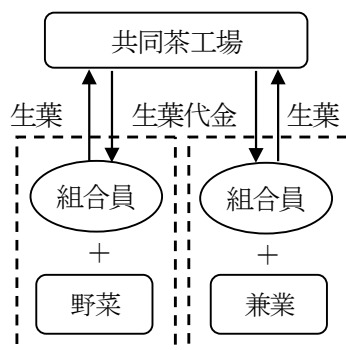
一人一票の合議制

意思決定・命令系統

<組織経営体>

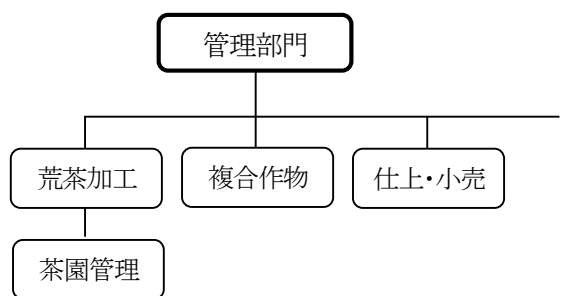


意思決定と責任の明確



各農業者の独立採算

収入基盤



給料制（各得意分野で能力を発揮）

イ 農地所有適格法人の設立の推進

茶業の担い手が減少していることから、法人等の組織で茶園を所有・借地し、従業員を雇用して効率的に茶園を管理できるように、共同工場や茶流通販売業者等による農地所有適格法人の設立を推進します。

- ・ 農地中間管理事業を活用した茶園の確保
- ・ 市町、関係機関等と連携した農地適格化法人の設立
- ・ 茶園管理機械や荒茶加工施設の整備
- ・ 茶栽培管理技術や荒茶製造技術の習得



<H農園での茶業管理>



<M農場での茶業管理>

ウ 茶業の担い手の育成

新規就農や親元就農、農業法人等による新規雇用、茶関連企業と連携した異業種からの農業参入等を促進するとともに、茶の生産や経営等について十分な技術や知識を習得し、継承できるように茶業団体等と連携して担い手の育成を進めます。また、荒茶工場や仕上工場等の従事者の確保を図るとともに、基礎的な技術の習得に向けた取組を促進します。

- ・ 県農業振興公社等関係機関と連携した新規就農の推進
- ・ 複合経営による茶以外の農業収入の確保による経営の安定化と親元就農の促進
- ・ 飲料メーカー等と連携した異業種からの農業参入の推進
- ・ 農林環境専門職大学と連携した地域のリーダーや法人経営体などの担い手の育成
- ・ J Aや農林事務所が実施する煎茶や発酵茶等の互評会による技術の向上
- ・ 茶業研究センターが開発した新しい加工技術等の普及
- ・ J Aや市町茶業振興協議会等による研修会の開催



<研修会>



<品評会>



<県立農林環境専門職大学の外観>



<県立農林環境専門職大学での講義>

エ 多様で幅広い人材の活用

高齢化や茶業就業人口の減少による労働力不足を解消するため、JAグループの「しず農コネク」等を活用し、農繁期の農作業従事者等の確保を図ります。

また、茶業を支える多様な人材として、女性や高齢者、外国人材、他産業人材のダブルワーク、半農半Xなど、様々な機関と連携して幅広い人材の活用を促進します。

- ・「しず農コネク」や「人材バンク」等を活用した農作業従事者の確保
- ・技能実習制度や特定技能制度を活用した新たな外国人材の受入体制の構築



<就農相談>



<茶園で作業する特定技能外国人>

3 海外販路の拡大

(1) 海外への茶の供給体制の強化

ア 輸出向け静岡茶の生産体制の強化

静岡茶の輸出拡大に向けて、輸出先国の残留農薬基準等の各種規制や海外の実需者ニーズに対応した輸出向けの煎茶や有機茶、煎茶パウダー等の供給体制を強化します。

- ・生産者と海外販路を持つ茶商等が連携した輸出向けフードチェーンの構築
- ・静岡茶輸出拡大協議会を通じた各種規制や、インポートトレランス等に関する情報提供
- ・J A等と連携し、輸出向け栽培体系（防除体系、有機栽培等）の導入を指導



<有機抹茶の加工施設>



<茶業研究センター技術パンフレット>

イ 仕上加工段階におけるH A C C Pへの対応

輸出先国の各種規制や実需者ニーズに対応し、仕上加工段階におけるH A C C Pへの対応やF S S C 22000等の認証取得を推進し、安全安心な静岡茶の海外への供給体制を強化します。

- ・H A C C Pへの対応やF S S C 22000等の認証取得に必要な仕上加工施設の整備
- ・静岡茶輸出拡大協議会を通じた各種規制や食の安全安心に関する情報の提供



<H A C C Pに対応した施設整備>



<F S S C 22000 認証マーク>

ウ 有機JAS認証や各種国際認証（ハラール、コーシャ、フェアトレード等）への対応

海外の実需者ニーズに対応し、他国や他産地との差別化による有利販売や、イスラム圏等の緑茶が浸透していない市場の開拓を図るため、有機JAS認証や各種国際認証の取得を推進します。

- ・有機JAS認証や各種国際認証（ハラール、コーシャ、フェアトレード等）の取得の推進



<USDA ORGANIC 認証>



<ハラール認証>



<コーシャ認証>

(2) 海外への茶の販路拡大

ア ECサイトやWebによる情報発信の強化

輸出先国の消費動向の変化や新型コロナウイルスの感染拡大に伴う渡航や海外での営業活動の制限に対応し、ECサイトやWebサイトを活用した販売体制を確立するとともに、海外の消費者にもわかりやすく茶の栽培や加工方法、会社や商品の特徴等を掲載し、静岡茶を魅力的に訴求するECサイトやWebサイトの構築を図ることで、海外への情報発信を強化します。

- ・越境ECサイトや現地ECサイトへの商品登録の支援
- ・輸出先国の言語に対応し、動画等を活用したECサイトやWebサイト構築の支援



<Amazon 内の JFOODO 特設サイト>



<世界緑茶協会HP（英語版）>

イ 海外サポートデスク等による輸出サポート体制強化

輸出事業者が抱える個々の課題を解決し、輸出促進を図るため、海外市場を熟知し、輸出に関する専門的知識が豊富なサポートデスク等によりサポート体制を強化します。

- ・海外サポートデスクの設置による輸出事業者への助言、相談対応、海外実需者等との商談支援
- ・静岡茶輸出拡大協議会を通じた輸出関連情報の提供や輸出支援セミナーの開催
- ・ディストリビューターやインポーター等と連携した販路拡大の促進



<商談支援>



<セミナーの開催>

ウ 静岡茶が海外から選ばれるための仕組の構築

海外で流通する国内他産地や中国等他国の茶との価格競争が激化していることから、本県の強みである高品質で安全安心な茶や美しい茶園風景等の魅力を海外に訴求することで、静岡茶が選ばれる仕組を構築します。

- ・(公財)世界緑茶協会と連携した海外茶業者の研修受入制度の運用
- ・県内事業者による機能性情報等のプロモーションの強化
- ・魅力ある地域資源や体験型プログラムを活用したインバウンドの拡大
- ・パッケージデザイン等の輸出向け商品の開発



<海外茶業者の研修>



<茶道体験>

基本方向（Ⅱ）環境・産業振興の視点

＜取組の方向性＞ 持続的な生産体系の推進

1 SDGsや脱炭素社会に向けた取組の推進

（1）茶の有機栽培に向けた取組の推進

海外で需要が高まっている有機茶の生産拡大と、持続可能な農業の両立に向けて、有機栽培の課題となっている二番茶以降の病虫害の多発を防ぎ、収量・品質を安定させる技術のほか、除草作業等の労力軽減や有機質肥料等のコスト削減に係る技術開発に取り組みます。

また、高品質な有機茶を生産している実践者の取組方法を調査・分析し、低コストで安定した収量と品質が確保できる栽培技術の実証と普及を図ります。

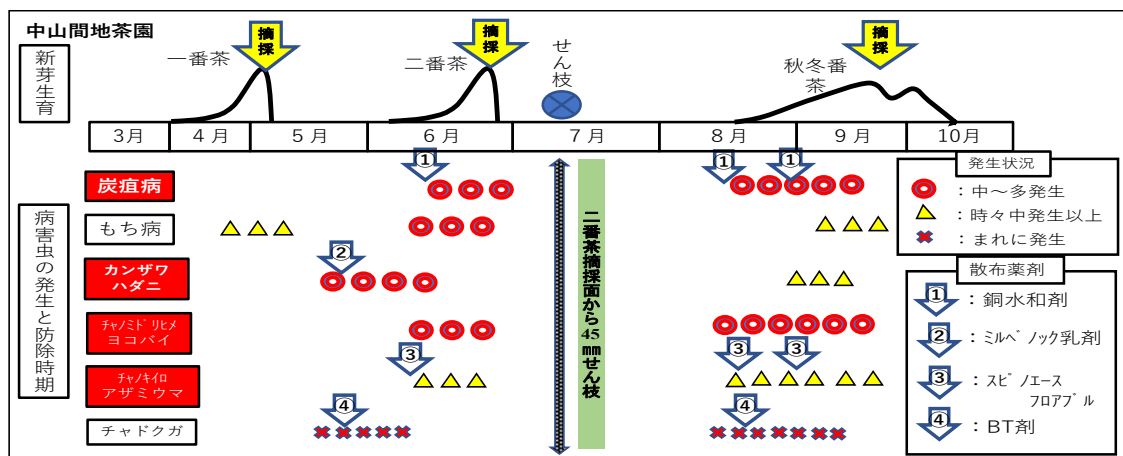
- ・高性能「茶園用病虫害クリーナー」の開発・商品化
- ・「整せん枝技術」等の総合防除体系の構築
- ・「牛ふん堆肥流通促進・施用」による茶園土壌の肥沃化技術の開発
- ・「マルチセンサー」による有機質肥料の効果的養分供給技術の開発
- ・茶樹生育の健全化による「病虫害抵抗性誘導」発現技術の研究
- ・つる性雑草等の難防除雑草の総合的雑草管理システムの開発
- ・フェロモンや有機栽培に利用可能な農薬等の資材の効果的な活用方法の普及
- ・病虫害や雑草の発生状況の確認ポイントと適期防除技術の普及
- ・耐病虫性・多収性品種や肥料効率の高い品種（光合成能力の高い）等の導入の促進



＜茶園用病虫害クリーナーの開発＞



＜茶株面等のつる性雑草防除技術の開発＞

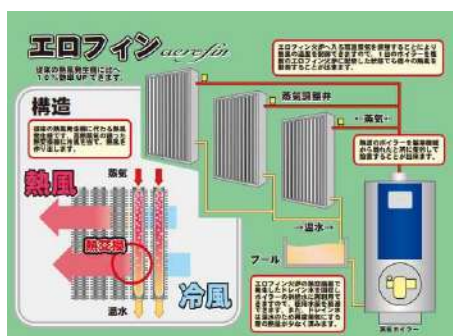


＜整せん枝技術や有機栽培で利用できる薬剤を組み合わせた総合防除体系＞

(2) 低炭素化等の環境負荷軽減対策の取組の推進

世界的にSDGsや環境を重視する動きが加速しており、茶業についてもこうした取組を進めていく必要があるため、カーボンニュートラルに向けた新エネルギーの導入や有機農業の拡大、化学肥料の使用量の低減、茶園からの亜酸化窒素発生抑制などの環境負荷軽減に関する取組を推進します。

- ・製茶工場の重油火炉に代わるクリーンで効率的な燃料エネルギー（ガス、電気、バイオマス等）の開発と普及
- ・茶園管理機械のハイブリッドエンジン化や電動化の開発
- ・省電力防霜ファンの導入
- ・耐病虫性品種、多収性品種（光合成能力の高い品種）の導入
- ・堆肥など地域の未利用資源活用による化学肥料の使用量の低減
- ・茶園への石灰窒素施用（窒素肥料の一部代替）等による亜酸化窒素発生量の削減



<従来の熱風発生機械に代わる高温蒸気を利用した熱風供給装置>



直火型熱風発生器 (LPガス直火式)

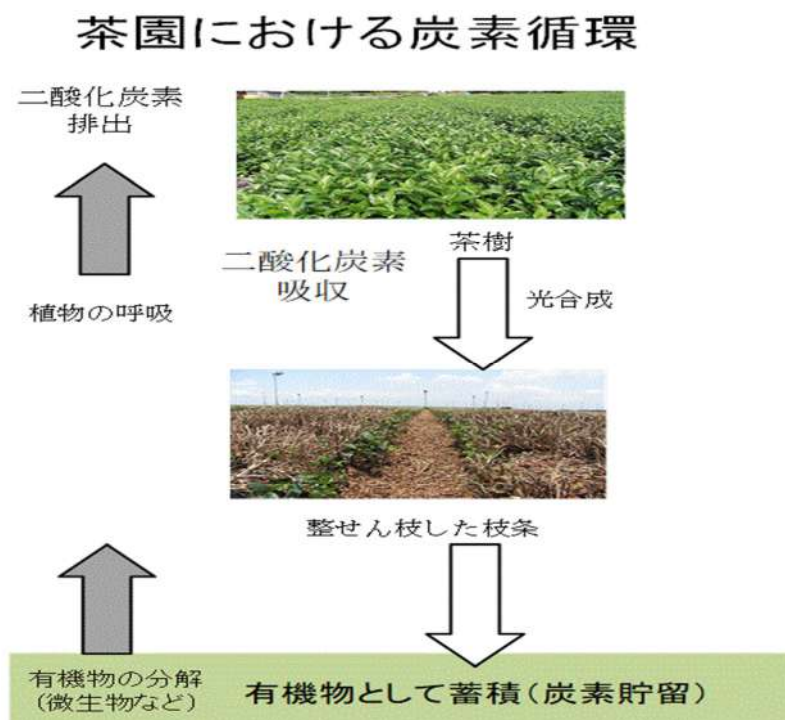
<製茶工場の重油火炉に代わるLPガス直火型熱風供給装置>

(3) 茶園の保全効果と茶草場農法の維持・継承

ア 茶園土壌による炭素貯留効果等の情報発信

整せん枝した枝条（枝、葉、幹）や刈り取った草などを茶園に投入することで、土壌の炭素貯留の増大につながることから、茶園を維持管理していくことが地球温暖化対策に貢献すると考えられます。カーボンニュートラルの取組が世界的に求められるようになることから、新たな視点で経済と環境の好循環を具現化する茶園管理技術の効果を分析し、その効果について情報発信します。

- ・茶園土壌は畑地土壌に比べて、土壌中の炭素量が約 2.5 倍（茶草施用の土壌は約 10 倍）になると試算されているため、こうした茶園土壌の効果を茶業者や消費者等に理解してもらえるようにセミナー等を開催するとともに、HP等を利用して情報を発信



<茶園土壌における炭素貯留量の比較>

畑地土壌	茶園土壌（茶草無施用）	茶園土壌（茶草施用）
2.3 t/10a	9.9 t/10a	24.5 t/10a

注) 静岡県農林技術研究所茶業研究センターによる試算
(2013 年度新成長戦略研究緊急枠)

イ 世界農業遺産「静岡の茶草場農法」の維持・継承に向けた取組の推進

「静岡の茶草場農法」は、高品質な茶を生産する農業経営と生物多様性の保全の取組が両立した農業システムであることが高く評価され、平成25年5月に国際連合食糧農業機関（FAO）から世界農業遺産に認定されました。

県と実践認定地域（掛川市、菊川市、島田市、牧之原市、川根本町）が連携し、「静岡の茶草場農法推進協議会」を組織しており、同協議会が中心となり、「静岡の茶草場農法」の維持・継承と茶業の発展に取り組みます。

- 「静岡の茶草場農法」の次世代への継承に向けた取組
 - ・ 茶草場農法に取組む生産者を茶草場農法実践者として認定
 - ・ 生物多様性保持に向けた作業応援ボランティアの受入
 - ・ 茶草場農法に係る優れた取組の顕彰
- 「静岡の茶草場農法」により生産された茶のPR・認知度向上
 - ・ 「静岡の茶草場農法」応援ロゴマークの活用と普及
 - ・ 国際イベントや大都市圏での「静岡の茶草場農法」のPR活動の実施
 - ・ 生物多様性保全貢献度表示シールによる販売促進



<茶草場農法実践者認定証>



<応援ボランティアによる茶草の裁断>



<応援ロゴマーク>



<HP及びSNS、パンフレットでの情報発信>

(4) 気象災害や労働安全等への対応の強化

記録的な豪雨や突風、夏季の高温・少雨等の気象災害の発生が増えており、茶の生育への影響や品質の低下等のリスクが高まっています。また、燃油や肥料等の価格高騰をはじめ、コロナ禍による流通販売面への影響など、社会情勢の変化に伴う経営的なリスクも発生しています。加えて、乗用型機械や製茶機械、農薬等の使用に当たり、事故の発生を未然に防止する取組の徹底が引き続き必要です。こうしたことから、各種リスクを軽減し、安定した茶業経営を行う上で、これらの対応の強化を推進します。

- ・ G A P の取組を通じた生産者の労働安全の確保
- ・ 春季の遅霜対策として、秋整枝・春整枝技術や防霜対策の徹底
- ・ 夏季の異常高温、干ばつ対策として、かん水技術の普及やかん水設備の設置
- ・ 病害虫の予察情報に基づく適期防除の徹底
- ・ 気象災害や燃油高騰対策等による経営安定を図るため、収入保険や茶セーフティネット等の加入や制度資金等の活用の促進
- ・ 農作業安全に係る啓発パンフレットの配布、関係機関や団体等と連携した安全講習会の開催
- ・ 農業生産のリスク対策のための労災保険、農業者賠償責任保険の活用

農業を経営する皆様へ

「収入保険」は、

様々なリスクから農業経営を守ります！

補てん金を受け取った方の声をご紹介します！

農業共済がなかった農産物も対象です！！

鳥取県安来市 渡邊 穂光さん
ニンニク300アール、水稲127.3アール、サフラン10アール、ウリ5アール
ニンニクやウリなどの農業共済はないので、何か補償が欲しいと思い、農業収入を補償する収入保険に加入しました。取引先の都合で予定通り出荷ができず収入減少しましたが、補てん金を受け取ることができ助かりました。

怪我による収入減も補てんされます！！

千葉県船山市 杉田 聡雄さん
イチゴ28アール、水稲150アール
台風の被害によりイチゴのハウスが倒壊、その片づけをしていくときに、足の怪我により作業が出来なくなりました。怪我による収入減少も補償の対象であり、保険期間中のつなぎ融資もあり、助かりました。健康に気を付けて、これからも農作業を続けたいです。

つなぎ融資で営農を続けることができました！！

栃木県高根沢町 小西 美好さん
園地なめこ4万畝
新型コロナウイルス感染症による休校や取引先の倒産で半年近く出荷が滞る状況が続いたので、つなぎ融資の申請をしました。申請後はすぐに融資が下り、運転資金に充てることで作物転換や農業を視野に入れることなく、営農を続けることができました。

農林水産省  NOSAI全国連

<収入保険のパンフレット>

基本方向（Ⅲ）文化・産業振興の視点

＜取組の方向性＞ 次世代への茶業及び茶文化の継承

1 茶の都づくりの推進

（1）国内外に向けた情報発信

ア ふじのくに茶の都ミュージアムによる茶の魅力発信

産業・文化・学術・観光の4つの機能を持つ「茶の都しずおか」の拠点として、知る〈展示〉・触れる〈体験〉・学ぶ〈学習〉・つどう〈にぎわい〉の4つの事業活動を通じて静岡茶の魅力国内外に発信します。

○お茶のファンづくり及び消費文化の創出

- ・（公益）世界緑茶協会、日本茶インストラクター協会、（公社）静岡県茶業会議所等と連携し、年間を通じたセミナーを実施
- ・様々なお茶の体験による静岡茶のファンづくりの推進

○教育普及事業

- ・展示の理解を深めるための多様な体験メニューの実施
- ・子どもたちがお茶を体験し学べる教育活動の実施
- ・来館できない学校への学習支援のための独自教材「茶ミュージック」の貸出

○調査研究事業及び資料収集保管事業

- ・茶の「産業」、「文化」、「歴史・民俗」の調査研究活動の実施
- ・調査研究の発表、投稿、茶に関する新たな資料・文献等の収集
- ・既存資料の適切な保管・管理、ライブラリーでの一般図書資料の公開

○情報発信

- ・何度訪れても楽しく学べる集客力の高い企画展の開催
- ・茶関連施設とのネットワーク構築や観光商談会等への参加
- ・HP、SNSの積極的な活用、デジタルミュージアムによる魅力発信



＜茶ミュージック＞



＜茶摘体験＞



＜茶道体験＞



＜学校団体の受入＞

イ 世界お茶まつりの開催

3年に一度、茶の産業・文化・学術の各分野の関係者が一堂に会する「世界お茶まつり」を開催し、本県から世界に向けて様々な茶の魅力を発信していくことで、茶の産業振興を図ります。

祭典では、ウィズコロナ、アフターコロナの新たなライフスタイルに対応した茶の需要創出に向け、茶業関係者をはじめ、飲料や食品、飲食、観光等の様々な分野の事業者が連携して取り組みます。

2022年（令和4年度）に開催する第8回世界お茶まつりの概要

○開催テーマ「O-CHAで元気な笑顔！」

○春のお茶まつりウィーク（開催時期 2022年5月1日（日）～15日（日））

- ・茶のファンの拡大をテーマに、県下全域で「春のお茶まつりウィーク」を開催
- ・茶販売店や飲食店、観光施設等と連携し、茶に関する食や体験等のプログラムを束ね、県内外からの来訪者が茶を満喫できる「茶の都ティーツーリズム」を提案

○秋の祭典（開催時期 2022年10月20日（木）～23日（日））

- ・茶の産業・文化・学術の各関係者が一堂に会して様々なプログラムを実施
- ・茶の新しい需要の創出、世界に向けた日本茶の魅力発信、ウィズコロナ・アフターコロナ時代のライフスタイルに合った茶の提案
- ・開催会場 静岡県コンベンションアーツセンター「グランシップ」

○オンラインプログラムの実施

- ・春・秋ともにオンラインのプログラムを実施



<ワールドO-CHAマーケット>



<世界緑茶会議>



<スマート農業の紹介>



<世界大茶会>

ウ 茶関連施設等による情報発信

市町やJ A、民間等が運営する茶関連施設や販売店等において、各産地の茶の魅力等について来訪者に情報発信し、県下全域で本県の高品質で多様な茶を消費者に楽しんでいただきます。

- しずおかO-CHAプラザや各産地の茶関連施設、販売店等において、各産地の銘茶や品種茶、発酵茶等を美味しく飲んでもらうための呈茶サービス（有料・無料）提供
- （公財）世界緑茶協会や日本茶インストラクター協会、茶業関係団体等による茶の淹れ方講座等の開催をはじめ、HPや機関誌等を活用した静岡茶の魅力発信の取組を促進
- 県外の茶販売店や飲食店、関係機関等と連携して静岡茶の魅力を発信



<茶の淹れ方講座>



<世界緑茶協会の機関誌>

(2) 静岡茶の愛飲促進

ア 地域や家庭と連携した愛飲の機会の拡大と継続

「小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する条例」に基づき、小・中学校において、家庭や地域と連携した静岡茶の愛飲機会の拡大と、継続に向けた取組を推進します。

また、茶の魅力を多くの県民に知っていただき、茶に親しんでいただけるように、県民を挙げての静岡茶の愛飲を推進します。

- ・教育関係者や保護者、茶業関係者等で構成する「小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する県民会議」を開催し、学校現場の実情に応じた静岡茶の愛飲を推進
- ・水筒で学校に静岡茶を持参する「マイボトル持参運動」を拡大
- ・教育委員会や茶業関係団体、日本茶インストラクター協会、各市町の協議会等と連携し、茶の淹れ方講座や茶工場の見学等の体験活動、静岡茶の産地や歴史、文化などについて学ぶ食育（茶育）の機会等を提供
- ・小中学校や特別支援学校の授業で食育（茶育）を指導する人材を養成するとともに、茶に関する体験活動等の講師を派遣
- ・茶に関する食育カリキュラムのモデルやデジタル教材の作成
- ・茶業関係団体と連携し、お茶のおいしい淹れ方や機能性を紹介する企業向けセミナーの開催や職場での愛飲を提案するなど、県民を挙げての静岡茶の愛飲を促進
- ・ふじのくに茶の都ミュージアムでの学校団体の見学や学校向け教材の貸出し、お茶講座等によるお茶の学習機会を創出



<愛飲促進に関する県民会議>



<学校での茶の淹れ方教室>



<学校での茶の淹れ方教室>

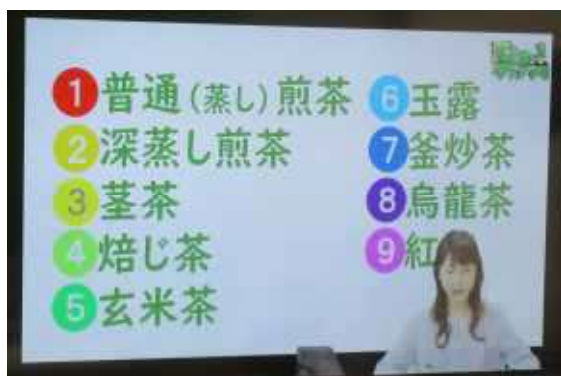


<食育（茶育）指導者の育成>

イ 小中学生を対象とした茶の競技大会等の開催

茶を用いたクイズや飲み当て等の競技を通じて、児童生徒に茶への関心と親しみを深めてもらうため、市町やJA等が実施している小学生を対象とした茶の競技大会や講座等の開催をはじめ、小中学生を対象とした県の「Cha-1グランプリ」を開催します。

- ・茶産地等の市町やJA等における小学生を対象とした茶の競技大会（T-1グランプリ、ティーヒーロー選手権等）の開催
- ・県は茶産地でない地域を含め県下全域の小中学生を対象としたCha-1グランプリをWebシステム等で開催（令和4年度は第8回世界お茶まつりに合わせて全国大会を開催）
- ・子どもたちの茶に対する関心が継続し、ステップアップにつながる取組を推進



<Webシステムによる茶種当て>



<Cha-1グランプリ表彰式>



<ティーヒーロー選手権（JAハイナン）>



<ジュニアお茶博士（藤枝市）>

【参考】関係法令等

(1) 静岡県茶業振興条例・施行規則

○静岡県茶業振興条例

平成 31 年 3 月 26 日 静岡県条例第 48 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）

第 2 章 茶業者、茶業団体及び県の責務等（第 4 条－第 8 条）

第 3 章 茶業の振興のための施策（第 9 条－第 16 条）

第 4 章 お茶の評価の維持及び向上並びに信頼の確保（第 17 条－第 22 条）

第 5 章 雑則（第 23 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、茶業が本県経済の発展に大きな役割を果たし、地域の産業として重要な地位を占めるとともに、お茶が県民の生活に深く浸透し、県民の豊かで健康的な生活の実現に重要な役割を担う中で、人口の減少、高齢化の進展、生活様式の多様化そのお茶をめぐる諸情勢の著しい変化が生じていることに鑑み、茶業者、茶業団体及び県の責務等を明らかにするとともに、茶業の振興のための施策並びにお茶の評価の維持及び向上並びに信頼の確保に係る措置を講ずることにより、茶業の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 茶業 お茶の生産、製造及び加工並びに流通及び販売に関する事業をいう。
- (2) 茶業者 県内において茶業に従事するものをいう。
- (3) 茶業団体 茶業者への茶業に関する支援を県内で広域的に行う団体をいう。

（基本理念）

第 3 条 茶業の振興は、茶業者の自主的な努力を促進することを基本として行われなければならない。

- 2 茶業の振興は、茶業者が地域に根ざした事業活動を行い、地域の経済及び雇用を支え、地域社会において重要な役割を果たしているという認識の下に行われなければならない。
- 3 茶業の振興は、茶業者、茶業団体、県、国、市町等の連携の下、県民の協力を得て行われなければならない。

第 2 章 茶業者、茶業団体及び県の責務等

（茶業者の責務）

第 4 条 茶業者は、経済的社会的環境の変化に対応するため、相互に連携を図り、主体的かつ積極的に経営の向上に努めるものとする。

- 2 茶業者は、自らが地域社会において重要な役割を果たしている存在であるという認識の下、茶業の健全な発展に寄与し、もって地域の経済に貢献するよう努めるものとする。

（茶業団体の責務）

第 5 条 茶業団体は、茶業の振興のための施策の実施に関し中心的な役割を果たすべき存在であるという認識の下、他の茶業団体と連携して、茶業者に対する支援を積極的に行わなければならない。

- 2 茶業団体は、経済的社会的環境の変化により複雑化する茶業者の経営課題の解決に必要な支援を行うため、自らの機能及び能力の向上に努めるものとする。
- 3 茶業団体は、県が実施する茶業の振興のための施策に協力するよう努めるものとする。

（県の責務）

第 6 条 県は、基本理念にのっとり、茶業の振興のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、茶業の振興のための施策の実施に当たっては、茶業者、茶業団体、国、市町等と連携を図らなければならない。

3 県は、地域社会における茶業の重要性及びお茶の果たす役割について、県民等の理解を深めるよう努めなければならない。

4 県は、茶業の振興のための施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(県と市町との協力)

第7条 県は、茶業の振興のための施策の実施に当たっては、市町に対して必要な協力を求めるとともに、市町が行う茶業の振興のための施策に関し必要な協力を行うものとする。

(県民の協力)

第8条 県民は、地域社会における茶業の重要性及びお茶の果たす役割について理解を深め、県が実施する茶業の振興のための施策に協力するよう努めるものとする。

第3章 茶業の振興のための施策

(人材の育成及び確保)

第9条 県は、茶業に関する技術及び知識の継承及び水準の向上を図るため、茶業を担う人材の育成及び確保のための取組に対する支援その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(生産者の経営の発展)

第10条 県は、茶業の持続的な発展を図るため、お茶の生産者による栽培面積の拡大、経営の法人化の推進等経営の発展のための取組に対する支援その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(茶園の整備、集積等)

第11条 県は、茶園の生産性の向上を図るため、茶業者による茶園の整備、集積等のための取組に対する支援その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(製造及び加工並びに流通及び販売の高度化)

第12条 県は、良質で多様なお茶の供給拡大を図るため、茶業者によるお茶の製造及び加工並びに流通及び販売の高度化のための取組に対する支援その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(品質の向上)

第13条 県は、お茶の市場価値の向上を図るため、茶業者によるお茶の品質の向上のための取組に対する支援、お茶の品質の向上に関する研究開発の推進及びその成果の普及その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(消費の拡大)

第14条 県は、茶業の収益性の向上を図るため、茶業者によるお茶に関する新たな商品及びサービスの開発等お茶の消費の拡大のための取組に対する支援、お茶の消費の拡大に関する研究開発の推進及びその成果の普及その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(茶園の景観等を活用した交流の拡大等)

第15条 県は、消費者のお茶に関する理解の促進を図るため、茶園の景観、お茶に関する施設等を活用した観光の振興その他地域間の交流の拡大及びお茶に関する情報の発信のための取組に対する支援その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(輸出の促進)

第16条 県は、お茶の需要の増進を図るため、茶業者によるお茶の海外市場の開拓等お茶の輸出の促進のための取組に対する支援その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第4章 お茶の評価の維持及び向上並びに信頼の確保

(茶業者による取組)

第17条 茶業者は、お茶の品質等に対する消費者の支持を確固たるものとするため、次条の規定の遵守その他の取組により、お茶の評価の維持及び向上並びに信頼の確保に努めなければならない。

(茶葉等の製造及び加工並びに流通及び販売に関する制限)

第18条 茶業者は、規則で定める茶葉等で飲用に供するものを流通又は販売の目的をもって製造し、又は加工するときは、知事が別に定める物質を混入してはならない。

2 何人も、前項の物質を混入して製造され、又は加工された前項の茶葉等を流通させ、又は販売してはならない。

(指導職員等)

第19条 知事は、この章の規定の適正な実施を図るため、指導職員を置く。

- 2 指導職員は、県の職員のうちから知事が任命する。
- 3 知事は、指導職員を補助させるため、指導員を置くことができる。
- 4 指導員は、茶業に関する知識及び技能を有する者のうちから知事が委嘱する。

(指導、勧告等)

第20条 知事は、第18条の規定に違反する行為をしたと認められる者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

- 2 知事は、前項の規定による勧告をした場合において必要があると認めるときは、同項の者に対し、当該勧告に基づいて講じた措置の内容及びその結果について報告を求めることができる。

(報告徴収及び立入調査等)

第21条 知事は、前条第1項の規定の施行に必要な限度において、第18条の規定に違反する行為をした疑いがあると認められる者に対し報告を求め、又は指導職員及び指導員に、当該者の事務所、工場、事業場、店舗、倉庫若しくは住居に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において同条第2項の茶葉等（同項の茶葉等の疑いがある物を含む。次項において同じ。）若しくはその製造若しくは加工に供した材料若しくは器具を無償で収去させることができる。

- 2 知事は、第20条第1項の規定の施行に必要な限度において、指導職員及び指導員に、第18条第2項の茶葉等を保管していると認められる者（第18条の規定に違反する行為をした疑いがあると認められる者を除く。）の倉庫その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、関係者に質問させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において当該茶葉等を無償で収去させることができる。
- 3 前2項の規定により立入調査等をする指導職員及び指導員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第22条 知事は、第18条の規定に違反する行為をしたと認められる者又は当該行為をした疑いがあると認められる者が次の各号のいずれかに該当するときは、その旨及び当該勧告等の内容を公表することができる。

- (1) 第20条第1項の規定による勧告に正当な理由がなく従わなかったとき。
 - (2) 第20条第2項の規定による報告を求められて、正当な理由がなくこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - (3) 前条第1項の規定による報告を求められて、正当な理由がなくこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項若しくは同条第2項の規定による立入調査等を、正当な理由がなく、拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、静岡県行政手続条例（平成7年静岡県条例第35号）第3章第3節の規定の例により、当該公表に係る者について、意見陳述のための手続を執らなければならない。

第5章 雑則

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
(静岡県製茶指導取締条例の廃止)
- 2 静岡県製茶指導取締条例（昭和31年静岡県条例第8号）は、廃止する。

(静岡県製茶指導取締条例の廃止に伴う罰則に関する経過措置)

3 この条例の施行前にした行為に対する静岡県製茶指導取締条例の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。

(公益社団法人静岡県茶業会議所の活動促進に関する条例の一部改正)

4 公益社団法人静岡県茶業会議所の活動促進に関する条例(昭和34年静岡県条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(事業計画の承認) 第4条 (略) <u>(製茶指導取締についての協力)</u> 第5条 会議所は、静岡県製茶指導取締条例 <u>(昭和31年静岡県条例第8号)の実施について協力しなければならない。</u>	(事業計画の承認) 第4条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

○静岡県茶業振興条例施行規則

平成31年3月26日 規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡県茶業振興条例（平成31年静岡県条例第48号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(規則で定める茶葉等)

第2条 条例第18条第1項の規則で定める茶葉等は、次の表に掲げるものとする。

学名	和名	発酵による区分	態様
Camellia sinensis(L.) Kuntze [Thea sinensis L.]	チャノキ (チャ)	不発酵	葉及び茎で、湯等により成分を浸出させる乾燥物

(身分証明書)

第3条 条例第21条第2項に規定する身分を示す証明書の様式は、別記様式によるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
(静岡県製茶指導取締条例施行規則の廃止)
- 2 静岡県製茶指導取締条例施行規則（昭和31年静岡県規則第63号）は、廃止する。

※別記様式は省略。

(2) 小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する条例・県民会議規則

○小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲促進に関する条例

平成 28 年 12 月 27 日 静岡県条例第 53 号

(目的)

第 1 条 この条例は、小中学校において、児童生徒が静岡茶を飲む機会及び児童生徒に対する静岡茶の食育の機会を確保することにより、児童生徒の静岡茶の愛飲を促進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 静岡茶 県内において生産した茶葉を加工したものを使用したお茶をいう。
- (2) 静岡茶の食育 児童生徒の健全な心と体を培い、豊かな人間性を育むため、お茶のおいしさ、お茶の機能その他のお茶に関する一般的な事項のみならず、静岡茶の茶葉の産地、静岡茶の歴史、静岡茶の文化その他の静岡茶に関する事項について、児童生徒の理解を深める教育をいう。
- (3) 静岡茶の愛飲 静岡茶を愛し、毎日の習慣として静岡茶を飲むことをいう。
- (4) 小中学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の小学校、中学校及び義務教育学校、同条の中等教育学校の前期課程並びに同条の特別支援学校の小学部及び中学部をいう。
- (5) 児童生徒 小中学校の児童及び生徒をいう。

(県の責務)

第 3 条 県は、この条例の目的を達成するため、小中学校の実情に応じた児童生徒への静岡茶の提供の方法及び静岡茶の食育の機会の確保に関する助言を行う等必要な施策を講ずるものとする。

(小中学校設置者の責務)

第 4 条 小中学校の設置者は、当該小中学校における給食、休憩等の時間において、当該児童生徒が静岡茶を飲む機会及び当該児童生徒に対する静岡茶の食育の機会を設けるよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第 5 条 静岡茶の茶葉を生産する者、当該茶葉の加工を行う事業者、当該加工されたものの加工、流通若しくは販売を行う事業者又は静岡茶の製造、流通若しくは販売を行う事業者は、県が実施する児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する県民会議)

第 6 条 県に、小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する県民会議（この条において「県民会議」という。）を置く。

- 2 県民会議は、児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する事項を調査審議する。
- 3 県民会議に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 6 条の規定は平成29年 4 月 1 日から施行する。

○小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する県民会議規則

平成29年3月31日規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する条例（平成28年静岡県条例第53号。以下「条例」という。）第6条第3項の規定に基づき、小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する県民会議（以下「県民会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 県民会議は、知事の諮問に応じ、児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 県民会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命又は委嘱する。

- (1) 児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する事項に関し学識経験を有する者
- (2) 市教育委員会又は町教育委員会の教育長
- (3) 小中学校の校長
- (4) 静岡茶の茶葉を生産する者を代表する者
- (5) 静岡茶の茶葉の加工を行う事業者を代表する者
- (6) 児童生徒の保護者を代表する者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 県民会議に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、県民会議を代表する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 県民会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取)

第7条 県民会議は、必要があると認めるときは、関係者の意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 県民会議の庶務は、経済産業部において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、県民会議の運営に関し必要な事項は、会長が県民会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(3) お茶の振興に関する法律

(公布：平成 23 年 4 月 22 日法律第 21 号 施行：平成 23 年 4 月 22 日)

(目的)

第一条 この法律は、お茶に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透し、国民の豊かで健康的な生活の実現に重要な役割を担うとともに、茶業が地域の産業として重要な地位を占めている中で、近年、生活様式の多様化そのお茶をめぐる諸情勢の著しい変化が生じていることに鑑み、茶業及びお茶の文化の振興を図るため、農林水産大臣による基本方針の策定について定めるとともに、お茶の生産者の経営の安定、お茶の消費の拡大及びこれに資するお茶を活用した食育の推進並びにお茶の輸出の促進に関する措置、お茶の伝統に関する知識等の普及の措置等を講じ、もって茶業の健全な発展及び豊かで健康的な国民生活の実現に寄与することを目的とする。

(基本方針)

第二条 農林水産大臣は、お茶の生産、加工又は販売の事業（以下「茶業」という。）及びお茶の文化の振興に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 茶業及びお茶の文化の振興の意義及び基本的な方向に関する事項
- 二 お茶の需要の長期見通しに即した生産量その他の茶業の振興の目標に関する事項
- 三 茶業の振興のための施策に関する事項
- 四 お茶の文化の振興のための施策に関する事項
- 五 その他茶業及びお茶の文化の振興に関し必要な事項

3 農林水産大臣は、基本方針を定めるに当たってお茶の需給事情を把握するため必要があると認めるときは、都道府県知事、茶業を行う者が組織する団体（以下「茶業団体」という。）その他の関係者に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

4 農林水産大臣は、お茶の需給事情、農業事情その他の事情の変動により必要があるときは、基本方針を変更するものとする。

5 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣に協議しなければならない。

6 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(振興計画)

第三条 都道府県は、基本方針に即し、当該都道府県における茶業及びお茶の文化の振興に関する計画（以下「振興計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県は、振興計画を定めるに当たってお茶の需給事情を把握するため必要があると認めるときは、茶業団体その他の関係者に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

3 都道府県は、振興計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(生産者の経営の安定)

第四条 国及び地方公共団体は、お茶の生産者の経営の安定を図るため、茶園に係る農業生産の基盤の整備、茶樹の改植（茶樹を除去した後、苗木を植栽することをいう。）の支援、災害の予防の推進その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(加工及び流通の高度化)

第五条 国及び地方公共団体は、お茶の加工及び流通の高度化を図るため、お茶の生産者による農業と製造業、小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動に係る取組及びお茶の加工の事業を行う者（以下「加工事業者」という。）による加工施設の整備に対する支援その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(品質の向上の促進)

第六条 国及び地方公共団体は、お茶の品質の向上を促進するため、お茶の品質の向上に関する研究開発の推進及びその成果の普及、お茶の生産者及び加工事業者による品質の向上のための取組への支援その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(消費の拡大)

第七条 国及び地方公共団体は、お茶の消費の拡大を図るため、お茶の新用途への利用に関する情報の提供、研究開発の推進及びその成果の普及その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、お茶を活用した食育の推進がお茶の消費の拡大に資することに鑑み、児童に対するお茶の普及活動への支援その他お茶を活用した食育の推進に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(輸出の促進)

第八条 国及び地方公共団体は、海外市場の開拓等がお茶の需要の増進に資することに鑑み、お茶の輸出の促進に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(お茶の文化の振興)

第九条 国及び地方公共団体は、お茶の文化の振興を図るため、お茶の伝統に関する知識等の普及その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(顕彰)

第十条 国及び地方公共団体は、茶業及びお茶の文化の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(国の援助)

第十一条 国は、地方公共団体が振興計画に定められた施策を実施しようとするときは、当該施策が円滑に実施されるよう、必要な情報の提供、助言、財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則 この法律は、公布の日から施行する。

ふじのくに「茶の都しずおか」憲章

私たちは、「茶の都しずおか」を目指し、次の世代に茶を継承していくため、
固い決意のもと、ここに「ふじのくに茶の都しずおか憲章」を定めます。

- 一、お茶の文化を守り育てましょう
- 一、お茶の産業を一層発展させましょう
- 一、お茶の機能を学んで健康になりましょう
- 一、お茶を通しておもてなしの心を育みましょう
- 一、お茶を通して平和な社会を築きましょう

ふじのくに「茶の都しずおか」に住む我々は、
5か条を心にとどめ、
毎日、ありがたく、お茶をいただきます。

平成 26 年 3 月
静岡県

静岡県茶業振興計画
2022年3月策定

静岡県経済産業部農業局お茶振興課
〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6
TEL:054-221-2674, 2684
FAX:054-221-2299

お茶情報発信ホームページ
～お茶振興課ホームページ～

URL:<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-340/cha/index.html>

～お茶ネット～

URL:<https://www.o-cha.net/>

～ふじのくに茶の都ミュージアム～

URL:<https://tea-museum.jp>